

平成 21 年第 2 回那珂川町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 21 年 3 月 9 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- | | | | |
|--------|----------|---|----------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 那珂川町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 那珂川町個人情報保護条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 那珂川町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 那珂川町移動通信用鉄塔施設条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 那珂川町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 那珂川町手数料条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 那珂川町遺児手当支給条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 那珂川町介護保険条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 損害賠償額の決定及び和解について | (町長提出) |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 町道路線の認定について | (町長提出) |

- 日程第 18 議案第 18 号 指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第 19 議案第 19 号 平成 20 年度那珂川町一般会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 20 年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 20 年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 20 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 20 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 20 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 20 年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 20 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 27 議案第 27 号 平成 20 年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 28 議案第 28 号 平成 20 年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 29 議案第 29 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について (町長提出)
- 日程第 30 議案第 30 号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について (町長提出)
- 日程第 31 議案第 31 号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同約の変更について (町長提出)
- 日程第 32 議案第 32 号 平成 21 年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)

- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度那珂川町老人保健特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 平成 2 1 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 平成 2 1 年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 4 1 議案第 4 1 号 平成 2 1 年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 4 2 発議第 1 号 那珂川町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
(議員提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	石田彬良君
13番	桑原勇一君	14番	杉本益三君
15番	薄井和平君	16番	大金伊一君
17番	大森富夫君	18番	小川洋一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	大金佳宣君
C T B放送 センター室長	岡豊二君	税務課長	荒井和夫君
住民生活課長	阿久津実君	環境整備対策 室長	益子実君
健康福祉課長	小室定子君	建設課長	佐藤勇三君
農林振興課長	山本勇君	高度情報化 推進室長	鈴木吉美君
商工観光課長	荒井進君	小川支所 管理課長兼 産業建設課長	佐々木香君
小川支所 住民生活課長	星和好君	小川支所 健康福祉課長	松崎敬三君
学校教育課長	山田広充君	生涯学習課長	藤田悦男君
上下水道課長	手塚孝則君	農業委員会 事務局長	鈴木文男君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	齋藤裕一	書記	橋本民夫
書記	大金ハツイ	書記	増子定徳

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第1、議案第1号 那珂川ケーブルテレビ施設条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

現行のアナログテレビ放送は、平成23年7月24日をもって全国一斉に終了し、デジタルテレビ放送への完全移行となります。ケーブルテレビ高度化事業は、このテレビ放送の完全デジタル化に対応するとともに、那珂川町民の生活環境の向上と地域全体の活性化を図り、情報通信ネットワークを利用した積極的な行政情報や緊急情報などを迅速かつ的確な提供を行うことにより、高度情報化社会に適応したまちづくりを目的とするものであります。

また、本事業につきましては、合併後の那珂川町の全町一体化を資する極めて重要な事業

であり、新庁建設計画及び那珂川町振興計画におきまして、重点プロジェクトとして事業を位置づけ、平成18年度より3カ年計画で本事業を実施してまいりました。事業の推進に当たりましては、総務省、農林水産省、栃木県及び町議会議員の皆様など、関係されました方々に対しましては、格別なご理解とご協力をいただきましたことにつきまして、衷心より感謝を申し上げます。

新しいケーブルテレビ施設は、本年3月をもちまして事業完了し、4月から施設の業務サービスを開始するものであります。本議案は、供用の開始に当たり、本施設の設置目的、名称、業務内容など必要な事項を条例におきまして定めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当室から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） C T B 室長。

C T B 放送センター室長（岡 豊二君） それでは、那珂川町ケーブルテレビ施設条例について、その内容の補足説明をいたします。

第1条は、本施設の設置について、目的と根拠法を定めるものであります。

第2条は、条例上の用語の引用を定義として定めるものであります。

第3条は、本施設の名称及び基幹施設であります放送センターなどの名称と位置を定めるものであります。

第4条は、本施設が提供する業務を定めるものであります。国または地方公共団体などから広報、連絡及び情報の提供のほか、自主放送番組の提供などの基本サービス及びインターネット接続サービスなどのオプションサービスを定めるものであります。

第5条は、業務区域を定めるものであり、那珂川町全域を施設の業務区域とするものであります。

第6条については施設運営委員会の設置、第7条は放送番組審議会の設置を、それぞれ定めるものであります。

第8条は、放送センター、伝送施設及び受信施設について、それぞれの施設の設置区分について定めるものであります。

第9条についてはS T Bと音声告知放送受信機の宅内機器の設置について、第10条は宅内機器の制限について、それぞれ定めるものであります。

第11条については加入の申し込みについて、第12条は賃借住宅等の居住者である使用者の利用の申し込みについて、それぞれ定めるものであります。

第13条は、加入金について定めるものであり、一口の加入、すなわち一の保安器につき加入金を4万円とするものであります。

第14条については引き込み工事及び宅内工事の施工について、第15条は引き込み工事及び宅内工事の費用負担について定めるものであります。

第16条は、施設の基本利用料について定めるものであり、基本利用料を1加入者につき、1カ月当たり1,600円に定めるとともに、基本利用料の納付手続などを定めるものであります。

第17条は、加入金、引き込み工事費及び基本利用料の減免について定めるものであり、別表第1に規定する加入者などが減免の対象であります。

第18条は、宅内工事費の補助を定めるものであり、宅内工事のうち通信系宅内配線工事の補助を定めるものであります。

次に、第19条から第22条については、インターネット接続サービス、IP電話サービス、CS有料放送サービス及びSTBレンタルサービスのオプションサービスの利用について、それぞれ定めるものであります。利用料金については、インターネット接続サービスが基本利用料1カ月当たり2,500円、IP電話サービスが基本利用料1カ月当たり400円、CS有料放送サービスが25チャンネルのパックチャンネルが1カ月当たり2,000円などであり、STBレンタルサービスではSTB1台につき1カ月当たり500円であります。

続きまして、第23条であります。第23条は、広告放送と音声告知放送の利用を定めるものであります。広告放送は静止画による文字放送と映像放送であります。音声告知放送は緊急放送、定時放送、臨時放送及びページング放送があり、広告放送の利用料金は別表第5のとおりであり、取り扱いの詳細については別に定めるものであります。

第24条は、自主放送番組の複製について定めるものであります。放送センターで取材を行い、編集した制作番組について、DVDなどへのダビングを定めるものであり、別表第6のとおり、30分1,500円であります。

第25条は、施設の保全を定めるものであり、伝送施設、受信施設などについて異常時や障害時などの加入者等の責務を規定するものであります。

第26条については伝送施設の変更、第27条は受信施設の変更について、それぞれの取り扱いを定めるものであります。

第28条は、加入者等の名義変更を定めるものであります。

第29条、第30条及び第31条は、受信の休止及び再開、加入者等の脱退、利用の停止等に

ついて、それぞれその取り扱いを定めるものであります。

第32条は損害賠償、第33条は免責、第34条は委任について、それぞれ定めるものであります。

附則については、第1項は施行期日、第2項是那珂川町農村多元情報システム施設条例の廃止、第3項は経過措置、第4項は加入金の特例、第5項は引き込み工事費の特例、第6項は高齢者世帯の基本利用料の免除の特例をそれぞれ定めるものであります。

続きまして、別表であります。別表第1は、生活保護世帯、障害者世帯、高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者世帯など、加入者に対する加入金、引き込み工事費及び基本利用料の減免の該当基準と減免額を定めるものであります。

別表第2は、インターネット接続基本サービスの利用料と追加機能サービスの内容及び利用料、別表第3は、CS有料放送サービスの内容と料金、別表第4は、CS有料放送サービスを受けるためのC-CASカード利用料、別表第5は、広告放送の内容と利用料、別表第6は、ダビング手数料について定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 本議案は、当町のまちづくりにおきましては、大変重要な施策だというふうに思います。また、この運用によりましては、町民におきましても誇れる、そういうこの町の事業だということができるようなものになるのではないかとというふうに思っています。

そういうことを考えますと、本条例の中におきましての第7条と6条の関係で重要なことがあるというふうに思います。

そこで、お伺いをするわけですが、この組織づくりの準備というものは万全なものになっているかということでもあります。この規則を、そういう点では議会の側に示してもらって、どういうふうな運用をしていくのかということを知る必要があるかというふうに思いますので、まずそれをお願いしたいというふうに思います。

それから、そういう準備と、委員の選定におきましては、どういうことを基準にして選定していくのかという点で伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） C T B 室長。

C T B 放送センター室長（岡 豊二君） それでは、第 6 条、施設運営委員会の設置、また第 7 条、放送番組審議会の設置についてお答えをいたします。

この組織につきましては、規則で定めるということになっております。規則の中で、運営委員会につきましては15名の委員で構成をすると、番組審議会につきましては10名の委員で構成をするということになっております。また、その委員の構成につきましては、1つとして、町民からの公募の者、町議会、各種団体、識見を有する者、その他町長が必要と認める者ということで構成をすることとなっております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 今、規則ができているならば議会のほうに提供できるかどうか伺います。

それから、来年4月まではこの加入金と、宅内工事は個人ですけれども、そこまでの設備費用につきましては町でということで、1年間の延長が出ていますけれども、その1年間、4月過ぎ、来年の4月以降の移住者について、これも私はまちづくりの一環ということで考えるならば、本年度考えて、そういう来年度4月以降の当町移住者についてのことも考慮する必要があるかというふうに思いますので、この条例制定の際に町長に要望しておきたいと思いますけれども、人口がどんどん少なくなっていく中、移住者、当町に来られる方というのは非常に貴重な方々でありますので、そういう方々に対しての恩典といいますが、サービスをするという町の心遣いといいますが、そういうものを考えてもいいんじゃないかというふうに思いますので、この点どんなふうに考えているのか伺っておきたいというふうに思います。

常々、移住者の方に何人が伺いますと、町に来て、町からはどんなサービスもないような気がするということを言われます。ほかの町では、移住してきた場合には記念樹を贈るとか、何か町として特別のサービスをしているような話も聞きます。当町ではそういうことが何もないというようなことを私、思っていますので、この点、この条例制定の際に改めて伺っておきたいなというふうに思います。

議長（小川洋一君） C T B 室長。

C T B 放送センター室長（岡 豊二君） 規則ですけれども、現在、規則つくっておりますけれども、まだ決裁等済んでないというような状況でありますので、今はまだお示しできな

い状態でございます。

それと、来年の4月以降、来年3月までは無料ということになりますけれども、4月以降につきましては、現在の段階では無料が終わって当然加入金もかかるということになると思います。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） いずれにしても、サービスについては町長の配慮をぜひお願いしたいというふうに思います。

そこで、移住者についての点では、高手の里もあるわけですが、そういう方々についてはどういうふうなことになるのかということと、移住者ということで考えても間違いじゃないかと思うんですけれども、集合住宅で例えばシボレックスの住宅で、あそこは7の3階か4階までですと、20世帯だか30世帯ある、集合住宅というのはそういうのはあるんですね。そうすると、その集合住宅の持ち主がそこに有線テレビを入れないとなると、そこに入居する世帯は有線テレビが見られないというふうになるんですね。そういうことで見ますと、町の取り組みはそういう集合住宅に対する特別な取り組みはないと、個人としては有線テレビが見られないということになるんですね。こういう条例制定時には、そんなことではどんな配慮がなされるのか伺います。

議長（小川洋一君） C T B室長。

C T B放送センター室長（岡 豊二君） 集合住宅につきましては、当然今、加入促進を行っているわけですが、家主さんが加入者ということで、入居者は使用者というような形になるものですから、当然、大家さんが加入をしないと見られないというような状況にはなりません。当然、加入していただけるように話し合いは何回も持っているというような状況でございます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第2、議案第2号 那珂川町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度分介護報酬改定では、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬が3%増となり、それによる介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されます。本条例は、当該交付金の受け入れに係る基金の設置に必要な条例の制定を行うものであります。

なお、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 補足説明を申し上げます。

まず、第1条の設置の目的ですが、町長提案理由説明のとおり、介護従事者の処遇改善を図るといって平成21年度の介護報酬の改定により、介護保険料の急激な上昇を抑制するために、国から交付される交付金をもって、この基金を設置するというものです。

第2条の基金の額は、国から交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額となります。

第3条は基金の管理、第4条は運用益の処理、第5条は繰替運用について定めるものです。

第6条は、基金の処分について、第1号被保険者の介護保険料について21年度の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合と、広報啓発等、軽減措置の円滑な実施のための財源に充てる場合とに限定するものです。

第7条は委任規定、附則については、本条例の施行期日と失効期日を平成24年3月31日に定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） そうしますと、保険料は2009年度は値上げをしないということになるのか。これは介護報酬の増額分ということではありますけれども、実際に介護従事者に賃金の値上げとしてなされるのかどうかと、これは定かではないわけですね。事業者を支払われるわけですから、そこで働く労働者に賃金の増額として支払われるかどうかというまではわからないわけですね。その検証というのは、どういうふうにするのか。従事者と事業経営者とは違いますけれども、この待遇改善という名目で見れば労働者にその賃金の増額として払わなければならないはずですけども、そこに空間が生じているというふうに思いますけれども、この点ではどういうふうに考えられているのか伺います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、21年度については値上げしないのかということなんですけれども、保険料については値上げはいたします。これについては、この条例につきましても、介護報酬の値上げ分についてのみの対応ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、2つ目の質問では、賃金にきちんとはね返るのかということでございますけれども、国もそうした考え方でこの報酬改定を行ったわけですので、事業者についても当然それに反映させるべきものと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） そうすることで、ぜひそれは町としては責任持っていく介護保険で

すから、ぜひそれは厳守してもらいたいというふうに思います。

さらに、2009年度ですか、それは。今月、来月からすぐ始まるわけですがけれども、その後の1年間、2010年度におきましては、これは半額が今度は国庫負担金になるというふうになるかと思えます。2010年度からの保険料値上げ抑制という点では、これはその国庫負担の半分ということになると、じゃ、それに見合った保険料の値上げにもっていくのかというふうなことにも考え得ることになるわけですがけれども、その点はどういうふうに、これは関連ということになりますけれども、この先についてはどんなふうな考えになっているのか伺います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 今回の国の交付金につきましては、第4期目に今度なるわけですがけれども、その3年間についてそれぞれ上がるわけですがけれども、国につきましては、平成21年度は3%全額、それから22年度についてはその半分、2分の1を交付するということになっておりまして、これに関連しまして、後で保険料の一部改正ということで上げますがけれども、そういう中では21年、22年、23年の保険料がそれに伴ってそれぞれ異なってくるということになります。保険料については23年度のものが基本ですがけれども、そこからそれぞれ21年、22年については国の交付金をもって減額をするということになります。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第3、議案第3号 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

イノシシは農作物に被害を及ぼし、年々増加している状態で、町は個体数調整のため猟友会が捕獲し、自家消費や廃棄処分をしているところであります。印象の悪いイノシシではありますが、肉を活用して特産品にする計画で、加工施設を設置するものであります。本施設は、野生獣肉という扱いから、食品の安全性や品質を保持するために食品衛生法の食肉処理業の営業許可を取得し、適正な管理運営をするために条例を定めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） それでは、那珂川町イノシシ肉加工施設条例について、補足説明を申し上げます。

第1条は、本施設の設置について、目的と根拠を定めたものであります。

第2条は、施設の名称及び位置を定めるものであります。

第3条は、施設の管理について定めるものであります。

第4条は、委任として、この条例に定めるもののほかは規則で定めるものであります。

附則については、この条例の施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

石田彬良君。

12番（石田彬良君） この議題は条例の制定でございますので、それに別に反対するわけではございませんが、何点か質疑をさせていただきます。

当町においても画期的な施設ができるわけございまして、農作物を荒らすイノシシを捕獲して、処理をするという施設でありまして、非常に期待するわけでございます。

そこでまず、この処理施設に働くスタッフの件についてお伺いをいたします。

群馬県中之条町でもイノシシ処理加工施設がございますが、実際は役場ではスタッフがいらないということで、農協に委託をしまして、農協の職員の方々が3人1グループになって3組でそれに当たるということなんですが、イノシシがとれない通常の場合は農協の業務をやっていると、そしてやはりわなですか、くくりわなというんですか、それでかかった場合は連絡を取り合ってグループ何班の人がきょうは出ると、都合のいい方々をお願いをするというふうなやり方だという話を聞いてまいりましたが、当町においてはどのようにそのスタッフの確保を考えているのか、まず1点お伺いします。

それから、その場合、やはりスタッフになる方々もそれぞれの仕事をしているわけでございますので、緊急な呼び出しで出勤するということでもありますので、それなりの労働報酬も考えなくてはならないのではないかと思います。それをどのくらいを考えるか。

それから、那珂川町では年間捕獲してもいい許可を出すわけでございますが、個体の安定的な供給、これは大体できそうなのか、それをお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） ただいまの質問の1点目のスタッフについてでございますが、スタッフにつきましては町のほうで猟友会でイノシシの解体等なんかができる人を一応3名程度お願いをする予定でございます。

また、今回の雇用対策で臨時職員1名を雇用いたしまして、臨時職員がその対応に当たるというように進めております。

また、労働時間に対する報酬でございますけれども、時間当たりの金額を定めまして、それで時給で支払うというような計画を立てております。

それと個体の安定した捕獲ということですが、一般質問の中でも答弁いたしましたけれども、過去3年間の平均をとりまして、それで処理頭数を定めております。何回も言っていますように、相手が野獣ということでなかなか不透明な点がございまして、毎年何頭とれるというような計画は立てられないというところでございます。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

12番（石田彬良君） わかりました。

それでは、例えばわなですから、かなりそれこそ自動車も入らない場所へもかけるわけですが、それで捕獲してとどめを刺して、1時間以内ぐらいで血を抜かないと食肉には適さないというような話を聞いておりますが、なかなかそのあたりも難しいかと思いますが、特に夏場なんかは腐敗度合が激しいということで、非常に難しい点もあると思うんですが、もちろん自力では運べないから、それなりの運搬する車なんかを用意しなくてはならないと思うんですが、この間、補正で上げましたイノシシ処理の経費の中にその運搬用の自動車も入っているのかどうかお伺いします。

それから、大体イノシシの処理加工も毎日毎日あるわけではないと思うんですが、今回の緊急雇用対策事業で1名の臨時職員を雇う予定ではありますが、その方が果たして出勤しても仕事があるのかという点なんです。イノシシがとれてみないと仕事ができないわけですから、そのあたりはどのように考えていますか。

あと、そのまたとれた個体でもわなにかかったものは肉にできる。しかし、この間の一般質問の答弁にもありましたが、鉄砲で撃ったものはだめだというわけで、それから、いわゆる大漢物といいますが、非常に大きいもの、これはもう肉がかたくとても食肉には適さないという話も聞いておりますが、そのあたりどのように考えますか、お伺いします。

それから、1頭当たり、幾らぐらいで買い受けるのか。

以上それだけ答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） まず、最初のご質問で捕獲した場合の刺しどめをして、すぐ血抜きをしてやらないと、安定した臭みのない肉にならないということでございますけれども、この処理の仕方につきましては、捕獲と搬入のマニュアルを定めまして、くくりわなにかかった時点で連絡を受けて、連絡を受けた時点で刺しどめをして、すぐに血抜きをしてもらうと、そういうことで一応マニュアルを定めまして対応する考えであります。

それと、軽トラックの購入につきましては、一応補助対象の中でも認められておりまして、予算の中で計上して購入することになっております。軽トラックについては、保冷車ということで、個体が夏場とれたときに腐敗しないように、衛生面からも保冷車ということで計画しております。

それと、臨時職員でイノシシのとれないときについてはどのような仕事をしているかとい

うことですが、一応林務関係のほうもありますので、仕事がないときには林務関係のほうの仕事を手伝ってもらったり、林道の維持管理、そういった面でもお願いしたいというふうに考えております。

それと、1頭当たりの値段につきましては、ただいま販売する値段のほうもあるし、そういった値段も今、検討中でございますので、まだ今のところ1頭当たり幾らで買うというのは、まだ検討中でございます。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかに。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） この条例を施行するのは、規則にも備えてということになると思うんですけども、この規則についてはどういうふうに定めてあるのか。定めてあれば、またそれを示していただきたいというふうに思います。

2点目は、備品のことで談合情報が入ったということで調査委員会を設けて、それを調査したということが1つ話題になりましたけれども、その事実はないということで再度入札したと思いますけれども、その後の備品の納入についてはどういうふうになっているのか。

それから、3点目は、課長の説明と町長の話とは一般質問の答弁にも食い違いがあったというふうに私は感じたんですけども、これは国会では閣内不一致で、それは重大な問題になるわけですけども、笑って済ませちゃうような町の状況にもなっていたのではないかと思います。片方は、いわば楽観的な見通しを持っていると、町長はそうでもない、慎重にというふうなふうに私は感じてとったわけなんですけれども、このことでは町の取り組みとして振興策の一環としてもやっていくわけですから、これは万全なものにしていかななくてはならないというふうに思いますので、再度その点にも触れて答弁を得ておきたいというふうに思います。

基本点に戻りますけれども、あそこの場所は県道から入って和見小学校の裏にあるわけですね。県道のあの通行状況、道路状況は非常によいものとは言えないですね、今の。施設に入っていく道路も、余り大きな車で搬入するわけじゃないから、道路幅はそれにしても問題はないかと思えますけれども、もう少し道路状況をそのところをよくしてもいいんではないかと思えますけれども、施設はできたけれども、そういう環境が処理加工場としては、観光施設にも場所としては余りにふさわしいような場所とは思えないんですけども、なぜあそこの場所に設定したかということで伺っておきたいというふうに思います。既に施設はもう

ほぼ完了する状況になっているわけですね。ですから、この条例の場所設定は今から変かえるというわけにはいきませんが、そういう基本点にかえて伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 大森富夫君に申し上げます。

ただいま入札談合の件ということがありましたけれども、入札談合の件は今回の条例の制定については議題に入っておりませんので、この件については答弁はないということにご承知を願います。

答弁願います。

農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） ただいまの大森議員の質問の中で、規則等についてでございますけれども、規則等につきましては、捕獲とか搬入、あるいは衛生管理、あるいは製品の品質管理と、そういったような点について今現在、規則について調整中であります。そういうことで今のところ提出することはできません。

それと、備品関係につきましては、既に契約をいたしまして、今週中にすべて備品関係もそろそろ予定になっております。

それと、なぜあの場所にしたかということでございますけれども、一応計画をつくる段階で旧馬頭町の中心地であって、場所的にもスペース的にもちょうど建てるのにいいスペースということと、地域の活性化を図っていく上で和見地域についても村づくりとか、そういった組織もございますし、それと今後廃校になった和見小学校なんかも使って、これから先の検討課題なんですけれども、地域の方々が加工品なんかをつくって、できれば和見小学校なんかを利用して都市との交流なんかができるようになればいいかなということで、あの場所に計画をいたしました。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 規則はできていないということですが、4月1日から稼働するということになるので、これはいわば手おくれになっているのではないかなというふうな感じはいたします。

それで、備品の納入については契約したということですので、それでは、この施設とあわせまして、その費用状況について伺っておきたいというふうに思います。施設のこの入札について、企業と金額、備品納入についても既に終わったということですので。契約は終わったと

ということですので、その点でも入札結果と金額について示していただきたいというふうに思っています。

それから……。

議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

17番（大森富夫君） その点で後刻、資料として提示していただきたいなというふうに思っています。

この道路の関係と搬入路の関係、先ほど見ましたけれども、それでは、課長の答弁では交流施設にもできたらなど、そういう点では和見小学校の活用という話もありましたけれども、そういう点で見ますと、駐車場の整備とか、あるいは直販店をその施設のところに併設するとかというような話も出てくるのではないかと思いますけれども、この条例制定に関連してその点を伺っておきたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） この施設に関連して道路整備の問題とか、駐車場の整備でございますけれども、道路につきましては、ご存じのように主要地方道的那須黒羽茂木線になっていますので、これは県のほうと話し合いをしながらでないちょっと進めていけないと。駐車場につきましては、現在学校の駐車場に使っておいたところに砂利を敷いたりして駐車場に使えるように整備をしているところでございます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

益子明美さん。

3番（益子明美君） 1点だけお伺いします。

管理、第3条で、町長は、那珂川町イノシシ肉加工施設の設置の目的を効果的に達成するよう、これを管理しなければならないと制定しておりますが、「効果的に達成する」という文言の意味、定義を教えてくださいたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 効果的にというのは、これから管理運営をしていく上で、先ほど言いましたように捕獲についてはなかなか相手が野獣ということで安定した個体の搬入が難しいという点もございますけれども、搬入したものをその施設を利用して精肉にいたしまして、最大限に効果が発揮できるように進めていくという内容でございます。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 効果的に達成する、その効果というのをどのような目標に定めているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） イノシシ肉を販売することによって特産品化にしていくということで、そういったことで肉を効果的に使っていくということです。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） その効果というのが、なかなかきっちり定義づけされていないような気がするんですね。数値的なものとか管理面から、衛生面からということからいろいろあるとは思いますが、条例が制定されてしっかり加工管理されていくということを定める条例でございますから、その効果の達成目的というんですか、それをしっかり定めるに当たって、町側の効果というのはどの辺にあるのかということをお伺いいたさないかと、何のためにこういった文言が出てくるのかということをお伺いいたさないかと、もう一度だけ、効果的に達成する目標点というんですか、どの辺を効果的というふうに町は考えているのかという、そこをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） この処理施設の重要な目的であります施設をつくることによって、捕獲者の捕獲意欲を高めるとか、イノシシ捕獲したものを処理施設に持ち込めるということで、今まで自家消費していたものを搬入施設ができたことによって、捕獲者も捕獲意欲が高まって、なおかつイノシシの捕獲率が高まって農作物の被害が減少したと。それと、そのイノシシ肉を活用して地域活性化が図られてくると、そういった効果を達成するためにございます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第4、議案第4号 那珂川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成19年5月に公布されました新統計法が平成21年4月からの全面施行に伴い、関連する那珂川町個人情報保護条例について一部を改正するものであります。

改正の内容は、第49条第2項の改正で、統計法に基づく基幹統計調査並びに一般統計調査に係る個人情報については、本条例に適用しない旨、改正するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第5、議案第5号 那珂川町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、那珂川町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものであります。

主な改正は、認可地縁団体印鑑登録の資格及び職権による認可地縁団体印鑑登録の抹消について、地方自治法を引用しておりましたが、地方自治法の改正により必要な整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津実君） 条例の改正内容につきまして、新旧対照表により補足説明いたします。

第2条、第10条の改正は、登録資格及び職権による認可地縁団体印鑑の登録を抹消することができる場合の改正で、地方自治法で民法の規定を準用してきましたが、その準用規定の内容が地方自治法に直接規定され、別個の条例として整備されたため改正をいたすものであります。

第6条の改正は、認可地縁団体印鑑登録原票の記載事項の改正で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条の規定は、認可地縁団体に準用するとあり、一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする規定されていることから、改正をいたすものであります。

なお、認可地縁団体とは、平成3年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会、町内会等が町長の認可を受けることによって法律上の権利能力を有する法人として認められている団体であります。当町におきましては、現在7つの自治会がこの認可を受け活動しているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第6、議案第6号 那珂川町移動通信用鉄塔施設条例の一部改正
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町移動通信用鉄塔施設条
例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提出いたします改正は、平成19年度に設置しました移動通信用鉄塔施設2基に加え、
このたび大那地五輪場に1基設置することに伴うものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町移動通信用鉄塔施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第7、議案第7号 那珂川町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提出いたします改正は、栃木県移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金交付要領が改正になったことに伴い、町が通信事業者から徴収する分担金の額を改めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、栃木県移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金交付要綱の改正に伴い、通信事業者からの負担金の率を改正するものであります。

参考資料を添付してありますので、ごらんください。

4条から説明いたします。

第4条は、通信事業者分の負担金の率が8分の1から、今回(1)の施設の整備に係る分担金315分の23、(2)施設の供用開始に係る分担金105分の4の率となり、(1)と(2)の合わせた率は9分の1となります。これは、国庫補助率の改定、2分の1から3分の2に改正により、事業分担金がこのような率となったものであります。

(1)です。1号は、整備事業による分担金で、(2)の2号は、供用開始に伴う分担金で、国が事業者間と調整した率によるものであります。これにより、自治体の負担は大きく軽減されることとなります。

第3条は、これに伴っての文言整理であります。

以上で補足説明を終わります。

議長(小川洋一君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(小川洋一君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(小川洋一君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(小川洋一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小川洋一君) 日程第8、議案第8号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、第1点としまして、株式会社日本政策金融公庫法等の施行により、関連する人事院規則が施行されたことに伴い、本条例につきましてもあわせて所要の改正を行うものであります。

第2点は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が本年5月21日に施行されることに伴い、職員が裁判員として裁判所に出廷する場合は、特別休暇扱いとすることとしたものであります。

改正の内容の詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは、補足説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

第1点目は、株式会社日本政策金融公庫法等の改正により、公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫が解散、廃止され、沖縄振興開発金融公庫のみとなったことに伴い、本条例第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものであります。

第2点目は、裁判員制度の開始により、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が本年5月21日から施行することとなります。職員が裁判員として裁判所に出頭する場合は、特別休暇扱いとするものとしたもので、別表第1の2の項中「裁判員、」を追加するものであります。

附則は、施行日を定めたものでありますが、第2点目の特別休暇については裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行に合わせ、本年5月21日としたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第9、議案第9号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、4月1日から新たに開局しますケーブルテレビ放送センターの関連条例の設置及び廃止に伴い、関係する運営委員会並びに放送番組審議会の名称を改正するものであります。

また、「学校保健法」が「学校保健安全法」と改称され、平成21年4月1日から施行されることになり、地域医療機関との連携充実が求められること、南那須医師会、歯科医師会からの報酬単価の改正要望により、県内市町村との比較検討した結果、本町の学校規模を考慮

して、今回学校医、学校歯科医、幼稚園嘱託医、幼稚園嘱託歯科医、保育所嘱託医、保育所嘱託歯科医の報酬の一部を改正するものであります。

また、今まで南那須広域行政事務組合に共同設置しておりました介護認定審査会及び障害者自立支援認定審査会が、4月1日から町が事業主体となって運営することに伴い、それぞれの委員の報酬について追加するものであります。

内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは、補足説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、別表の改正で、「ケーブルテレビばとう運営委員会委員」並びに「ケーブルテレビばとう放送番組審議会委員」を「ケーブルテレビ施設運営委員会委員」並びに「ケーブルテレビ施設放送番組審議会委員」に名称を改正するものであります。

また、保育所嘱託医、保育所嘱託歯科医、幼稚園嘱託医、幼稚園嘱託歯科医、学校医、学校歯科医の報酬のうち、均等割額「12万円」を「16万円」と改正するものであります。

次に、裏面をごらんください。

介護認定審査会委員並びに障害者自立支援認定審査会委員の報酬を、医師の委員については日額2万円、その他の委員については日額1万2,000円と改めるものであります。

附則は、施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第10、議案第10号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、小川健康管理センター内の地域包括支援センター内に配置する社会福祉士及び馬頭広重美術館及びなす風土記の丘資料館に配置しております学芸員について、専門職としての位置づけを明確にするため、職務の名称を加えるものであります。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

職員の職務は、条例第3条の2において、職員の職務はその複雑困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に応じて級別職務分類表のとおりと分類すると規定されております。

別表第2に、職務の名称、いわゆる職名が規定されております。今回の改正は、この職名を社会福祉士及び学芸員を加え、第3条の2に基づくよう担当する職務及び位置づけを明確にするものであります。

別表第2は、級別職務分類表でありまして、1級、2級、3級のそれぞれについて社会福祉士、学芸員を、3級及び4級に主任社会福祉士、主任学芸員を加えるものであります。

なお、主任社会福祉士及び主任学芸員は一般事務職でいうところの係長級に相当します。また、学芸員については、現在馬頭広重美術館に2名、なす風土記の丘資料館に1名を配置しており、社会福祉士は来年度に地域包括支援センターに新規配置を予定しております。

附則は、施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第11、議案第11号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うもので、第2条第4項及び第26条第1項の介護納付金賦課限度額を「9万円」から1万円引き上げ「10万円」にするものであります。

なお、条例の一部改正につきましては、去る3月3日開催した那珂川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案を了承する旨の答申をいただいております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） これまで限度額を定めた人数をちょっと示していただきたいと思えます。

議長（小川洋一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津実君） 限度額超過世帯であります、平成20年度につきましては14世帯ございました。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 今回この条例改正におきましては、最高限度額のことだけで出ていますけれども、これが全体の介護保険の保険料の引き上げに誘導させていく、そういうような役割も果たしているんじゃないかと私は考えますけれども、この限度額の引き上げによって、年間の保険料の増額分はどういうふうになりますか。

議長（小川洋一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津実君） 限度額超過世帯が14世帯に今年度でございますが、14世帯ということでございますので、平成21年度につきましてはわかりませんが、1世帯1万から14万というふうになるかと思えます。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） この最高限度額の、私は見るところを見ますと、一面では一般の方より収入が相当額得ている方もありますから、この程度の引き上げはやむを得ないかなというふうな感じを持っており方もおられるかもしれません。しかし一面では、先ほど質疑の中で伺いましたように、一般の介護保険料引き上げの誘導役を果たす、そういうことも私は見られるんじゃないかというふうに思っています。したがって、この最高限度額の1万円の引き上げにつきましては、反対をしたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第11号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第12、議案第12号 那珂川町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程になりました議案第12号 那珂川町手数料条例の一部改正について、提案理由及びその内容について、説明を申し上げます。

主な経緯でございますが、平成12年4月、地方分権一括法が施行され、これに伴い地方自治法の改正により知事権限を市長に移譲できる事務処理の特例制度が創設されました。平成18年11月に栃木県権限移譲推進計画が策定され、平成21年4月から屋外広告物に関する知事の権限が各市町に移譲されることになりました。これに対応し、那珂川町においても景観の保全を図り、屋外広告物の適正な管理を行うため、関連する手数料の追加改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 補足説明を申し上げます。

今回、権限移譲される町で取り扱う事務でございますが、屋外広告物の許可、また違反広告物の除去、措置命令及び工事、公共的目的のための広告物の設置に係る届け出の受理等でございます。事務に当たりましては、県条例により行うということになってございます。

権限移譲に際し、広告物の許可については手数料を徴収するため、今回手数料条例の一部改正を行うものであります。

添付されております新旧対照表をごらんください。

那珂川町手数料条例別表第1（第3条関係）中、地籍調査に関する証明の項の次に、広告物を7区分、13種類、27規模に分けて記載のとおり、手数料の条項を加え、定めるものであります。

なお、附則につきましては、施行日を定めているものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 1つは、こういったことで手数料をどの程度徴収されていたのか伺います。

2点目は、具体的には商店街の大売り出しなどではいろいろ広告するわけですが、そのうちののぼり旗なども林立することがございます。そういうときにはこういったことでの対象になるのかどうかですね、伺います。

3点目は、こういうふうでありとあらゆる広告物の手数料を取るようなことになるというふうなこういう感じを持つんですけれども、そのたび必ず許可申請書を添付するといいますが、申請許可を受けなければならないということになっていくのか、そういうことをしなければ罰則が与えられるのかどうか、この辺も伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） それでは、まず初めの件数でございますが、これは県のほうから今現在、20年の実績で那珂川町については212件でございます。それで、金額といいますが、金額はこれは1回許可が3年とか5年とか、そういう規定もございますので、一概にどの程度ということは申し上げることはできませんが、平均すると年15万円程度ということの県のほうからお聞きしてございます。

また、のぼり旗関係でございますが、のぼり旗についてもこの記載にありにますように、当然この申請に基づいて広告物という申請をいただくということになってございます。また、町の中にいろいろなものがございまして、これは屋外ですから、うちに張りついているものとか、そういうきめ細かい基準がございまして、一概にそれがだめで、それがいいですよということをなかなか申し上げることはできませんが、いずれにしても申請に当たりますと、町のほうは親切丁寧にご相談に乗るといって事務を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 今、罰則のことも聞いたんですけれども、これはこの条例上では出てこないんですけれども、ほかの条例、関連事項でそういったことが許可を受けなかった場合にはどういうふうになるのかということになるわけなんですけれども、その点ではどういうふうになっているんでしょうか。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 罰則関係でございますが、一応罰則の規定はございませんので、一応撤去する、除去してくださいと、要するに申請の基準の中でないものについては除去してくれと、除去の命令をすることができるということになってございます。そのために違約金とか罰金とか取ると、そういうものはございません。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

17番(大森富夫君) 私は、こういうふうになりとあらゆることに手数料を取ると、許可申請を義務づけるということについては、私は反対をいたします。

第1に、そういうことをする根拠は明確なものはないと思うんですね。

第2には、この町民の皆さんや商売している皆さんには、こういうことをされれば、本当に厳格にこういうふうに示されれば、そういう営業意欲とか、そういうものをそがれる影響を与えらると思うんです。そういう活動意欲をそぐことになるというふうには私は思います。

第3には、そういうふうになんでも広告を出せば規制していくというようなことにもつながっていくんだというふうには私は思います。一面では、これを拡大解釈していけば行政の横暴になっていくんだというふうには私は思います。

そういう3点を挙げまして、このような何でも手数料を取るというような、広告には手数料を取るというような条例には反対をいたします。

議長(小川洋一君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(小川洋一君) 議案第12号 那珂川町手数料条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長(小川洋一君) 起立多数と認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小川洋一君) 日程第13、議案第13号 那珂川町遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町遺児手当支給条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の一部改正により「盲学校、聾学校、養護学校」の名称を「特別支援学校」に改正するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町遺児手当支給条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第14、議案第14号 那珂川町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町介護保険条例の一部を

改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成21年度から平成23年度までの3カ年の第4期介護保険事業計画にのっとり、介護保険料の改正をするものでありますが、あわせて議案第2号で議決を賜りました介護従事者処遇改善臨時特例基金により、平成21年度及び平成22年度の介護保険料の上昇分を引き下げることができる措置を講じるため、必要な条例の整備を行うものであります。

なお、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 補足説明をいたします。

参考資料は条例の新旧対照表と参考資料2の段階別保険料比較表がございますが、参考資料の2の表のほうが見やすいと思いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

今回の介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法により3年に一度、定期的に策定される介護保険事業計画に基づき保険料額を改正するもので、今回は第4期目で、平成21年度から23年度までの期間となります。保険料額は、必要となる介護給付等の見込み額から第1号被保険者の負担率を乗じて定められるもので、今期は基準保険料月額が2,971円で、年額保険料は3万5,700円となります。ただし、平成21年度と22年度の保険料額については、さきに議決いただきました介護従事者処遇改善臨時特例基金より充当される分の保険料が減額となることから、平成21年度は年額3万4,700円に、平成22年度は3万5,200円になります。

また、保険料の上昇を抑制するために所得段階を多く設定し、今期は8段階の設定とし、第4段階にあっては特に本人所得額が80万円以下の方については保険料率を1.0から0.9とし、実質9段階といたしました。他市町と比較いたしますと、平成20年度までの第3期の保険料額は県内下位から3番目であり、保険料基準月額3,000円以内は6市町であったことから、今期の保険料基準額も県内ではかなり低い位置であろうと推測されます。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 非常にわかりづらいんですね。さきに最高限度額は引き上げられて

可決されたわけですが、3年に一度の改定で引き上げると。しかし、余り激変するから引き上げないと、減額すると、あたかも引き下げるみたいに見えるけれども、実質は9段階にして保険料を引き上げることになるのではありませんか。そういうことならば、年額にすると9段階に分けたといたしましても、保険料率の改定によって保険料の増額が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その額についても伺いたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、最高限度額の件につきましては、2号被保険者の件でございますので、こちらの保険料は第1号被保険者の分となっておりますので、分けて考えていただけたらありがたいというふうに思います。

今回の保険料の改正につきましては、第4期計画というふうになります。これにつきましては、3年に一度見直すということなんですけれども、今後3年間の介護給付費の需要額を見込みまして、それによりまして第1号被保険者の負担率、負担分が全体の今期からは20%になるわけですが、その分についてそれぞれ負担をしていただくという形になっております。

先ほどの介護従事者の処遇改善の臨時特例基金につきましては、この給付費の上がる要件の一つではございますけれども、1つとして、報酬は介護報酬がアップされたことによる、そのことだけについての上昇分について国が配慮するというので、21、22年は、21年度についてはその全額、それから、22年についてはその半分ということで国のほうから交付金があるから、その分安くなるということでございます。ただ、今回第4期につきましては、その保険料額が増額となる要因といたしましては、平成12年からこの制度始まっておりますけれども、年々要介護者はふえてきておりますし、この介護保険は利用する方がふえてきている。そういう中で、21、22、23についてもそれぞれ自然増が見込まれるということでございます。

また、新たに施設も地域密着型の介護事業所が新たに提供が開始されるということもございまして、またなおかつ、第4期につきましては、第1号被保険者の負担率が3期までは19%であったものが20%になるということもございまして、そういったさまざまな要因でもって上げていかななくてはならないということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、9段階に分けてもということでございますけれども、なるべく負担がふえないよう

にということで、所得段階を細かく区切りまして、低所得者の方々には配慮しているということでご理解をいただきたいというふうに思っております。ただ、9段階にいたしましても、結局は伸びる分だけは伸びていかないで、9段階にしたことによって全体の95%ぐらいの増にしかなくなっていかないということですね。本来の増から考えますと、その程度にしかなくなっていなくなるということをごさいます、低所得者の皆様に配慮した段階の区分けというふうにしてごさいます。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 最初のやつは分けて考えなくちゃならないわけなんですけれども、それはそうなんですけれども、最初に聞きました増額分、19%から20%に引き上げれば当然増額になるわけですね。年間にしますと、それはどのくらいになるかということです。これまで見ますと、保険料が高くて、1つには取り過ぎたということで基金が出てくると、基金に回して積み立てていくということがあるわけですね。ですから、現在基金はどのくらいあるかということも1点と、そして、そういうことをにらみますと、納め切れない方々も出てくるということで、その滞納額と天引きのほうは、それは滞納にならないと思うんですね。普通徴収のほうでそのことが出てくるかと思えますけれども、それは何世帯ぐらいになっているのか伺いたいと思います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 年間の保険料の増ということですが、1割未満の伸びにとどまるかというふうに思っております。

それから、基金でごさいますけれども、この基金は先ほど上程しましたのは、今回の介護報酬の3%アップの部分についてだけでごさいますので、基金については、あと一つ、準備基金というものがごさいますが、そちらについては今年度末の残高予定が1億2,500万程度というふうに考えておりました、そのうちの8,600万については取り崩しまして、第4期の保険料に反映させているということで、これについても準備基金があったということで、今回のアップ率が低くなっているということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

また、滞納額ということでごさいますが、こちらについては資料を持ち合わせておりませんので、後日お答えしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 結局これまで3年間、第3期の分についてはかなり取り過ぎていたと思うんですね。そういうことですから、取り崩して使うということになると、それは1つであって、政府の取り組みも介護制度そのものが従事者においては厳し過ぎると、そして事業者においては事業もそういうことでやりづらいということで、事業者も介護従事者も大変だと。町も実際大変なわけですがけれども、しかし、保険料の設定においては、できる限り国保税だけでも高いわけですからね、介護保険料もそこに加えて被保険者におきましては負担が重くなっていくということが出てきています。そういうことですから、今回の9段階に段階を細かく区分してやってみても、負担が重くなるということでは基本的に変わらないんですね。ですから、そこを私は介護を受ける前にもっときめ細やかな、そういう状況にならないように取り組みということも必要なわけですがけれども、今回はこの状況を見ましても、保険料の引き上げというものは私は町の努力でもって、そういうふうなものにしないように求めていきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 1つは、こういうふうなきめ細やかというか、9段階にするという点での努力というのは認められると思うんです。しかし、3年に一度の見直しに当たる年におきまして、この前の3期の前期の保険料の取り過ぎ分は基金の取り崩しということでもって対応するというのも、これは認められるわけなんですけれども、それにしても保険料が高かったということが出てくるわけですね。1億2,500万円の基金になって8,600万取り崩すと、こういうことを取り組むわけですがけれども、そこには保険料率を極力抑えていくという努力というのが認められるにしても、私は今回のそういう努力を認めつつも、保険料の値上げということについて賛成するというわけにはいきません。

09年度分の全額と、2010年度分は半額と、介護報酬引き上げ分について、さきに見られましたように国庫補助があるんですけれども、このことを分けて考えてもらいたいということの課長の答弁ですがけれども、当然そうなんですけれども、しかし、そういう政府自身もそうやって町に負担を軽減するという取り組みをせざるを得ないような介護制度の矛盾が今、

出てきているわけですね。本条例に関しましては、そういう値上げ分について今、述べましたような形で介護を受けないような前段の取り組みもより重要になるわけですし、そういうことの取り組みを強めながら、保険料は値上げをしないという一層の努力が求められるのではないかというふうに思います。08年度の保険料、これも高いんですから、まずそれを据え置くということにすべきだということを私は主張いたしまして、本条例の制定に反対をいたします。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 採決を行います。

議案第14号 那珂川町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

再開は13時15分といたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時15分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第15、議案第15号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程になりました議案第15号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

那珂川町が管理する町道にかかわる占用料の額については、那珂川町道路占用料条例において占用物件ごとに細かく規定されております。当条例については、合併時に設定されて以来、見直しが行われないうまま現在に至っております。この間、占用料査定の根拠となる地価水準が下落している状況にあります。国においても、国道にかかわる占用料を定める道路法施行令が平成20年1月に改正され、これを受け、本町においても占用料の額等について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 補足説明申し上げます。

現在、占用料は合併時に設定されたものでございますが、この設定に当たりましては、平成9年当時試算された占用料を現在の条例に設定されております。約11年が経過し、道路占用料の算定基礎となっている固定資産税評価額が当時と比べ大きく変動して下落しているため、道路占用料の額について一部改正を行うものでございます。

改正の内容であります。道路占用料徴収条例、別表（第2条関係）の新旧対照表が参考資料として添付されておりますので、お開きいただきたいと思っております。

占用料に関しましては、電柱類初め、全項目、占用料を記載のとおり改めるものでございます。

また、その次のページになりますが、中段に法第32条第1項第2号に掲げる物件であります。これには地下に埋設する水道管、下水管、ガス管等があります。旧来は外径が0.1メートルから1メートル以上と6分割されて占用料が設定されておりましたが、今回0.07メートルから1メートル以上と9分割として細分化されて定めるものであります。各占用料の額については、政令に準じて定めております。

なお、附則につきましては、施行日を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） これは厳格に実施するということになれば、相当数あると思われま
す電柱電話線ですから、町の収入増ということになるかと思うんですけれども、実態的には
どういうふうになっているのかという点で伺っておきたいというふうに思います。

電話線と電柱ですね、これはそれぞれの種類があるかと思うんですけれども、その本数に
ついてはどういうふうに把握されているかですね。それに沿って、当然占用料が課せられて
いると思われていたんですけれども、実態はどういうふうになっているか、その占用料の徴
収状況です。

今回、私は3点目に、なぜ引き下げるかとうことで聞こうと思ったんですけれども、2点
ほど示された地価の下落と11年も経過しているという点を挙げられたわけなんで、その理由
はわかりました。2点伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） まず初めに、その電柱関係の実態でございますが、これは電気の
線、それと電話線合わせまして、支柱線まで合わせて約2,000件ほど今現在、占用料を徴収
してございます。そのほか、あとうちに入るための橋梁をかけた部分の占用料とか、そうい
う部分にも何十件という件数がございます。また、今回の改定によりまして、大体年間150
万くらい町は占用料をいただいていたものでございますが、3分の1程度の減額になるとい
うことは大体おおむね100万円くらいになるんじゃないかということで現在、町のほうは試
算しております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） これは2,000件というか、2,000本ほどと見ていいのかと思うん
ですけれども、そんなものなのかなという感じもするんですけれども、合併して旧小川町と旧
馬頭町で、これは調整されてこういうふうになってきたと思うんですけれども、これは実際
これは東電、あるいはN T Tのほうから示されるんですか、それともこちらで調査して、そ
してその占用料を課すんですか。それが第1点と、あとこれはそれぞれの思いやりといっ
ちゃあ何ですけれども、町で納めなくちゃならないお金と、あるいは町が徴収してもよいと思
われるお金との、余り厳格にやらないでやってきたということ私感じていたんですけれども、
その点のお互いの弾力性といいますが、やり合いといいますが、その辺が余り厳格にやられ

てきてはなかったのではないかなと思うんですけども、実際、今度の改正によって3分の1の町の収入が減るということになりますと、もう少しやりようがあるんじゃないかと思えますけれども、これは減額になるという点ではどういうふうに考えているんですか、その対応の仕方ですけれども、やはり調査してきちんとやるのかというか、対応の仕方について伺っておきたいと思えます。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） まず初めに、その調査してどういうふうにそれをつけていくのかというご質問でございますが、まず調査するに当たりましては、東電さんなりNTTさんから申請書が町に参ります。町はその現地を確認して、これは許可に値するもの、許可に値しないもの、また協議を済ませてから決定するという方向で今現在は進めております。ただ、話の中で2,000件よりもっと多いということでございますが、これは民地の部分には一切町としてはお金を取ってございませんので、この那珂川町にはもっと多くの電柱類はあるというふうに考えられます。

また、この減額分になったのはどうするのかということでございますが、これは今の状況のままお金をもらっておりますと、どうしても使用料がほかの部分にもこういう高いものでもらえということになるわけございまして、その点につきましては政令で定める、それに町も同じく決めていくということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかに。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 最後ですけれども、これは地価が下がったから、あるいは11年間この変更してないからということになるわけですけれども、それで、バブル時期は地価が高騰するということがあったわけですけれども、そういったときにはそれぞれ旧町になりますけれども、それぞれのときにはそういった地価高騰のときには高騰したなりの対応はされたんですか、参考にお聞きしたいと思えます。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 一応先ほど町長のほうの上程の中にもありましたように、道路施行令の改正に伴っていきますので、国のほうがそういう状況をバブルで高くなったということで料金が上がれば、町のほうとしてもそれに同行していくという考え方でございます。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第16、議案第16号 損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第16号 損害賠償額の決定及び和解について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年4月8日に町道一渡戸大鳥線で発生した負傷事故につきましては、事故の原因が道路管理者としての町の過失が認められたため、和解に向けて誠意対応してまいりました。その結果、町の責任等を十分考慮し、20万円の損害賠償金を払うことで、平成21年1月28日に和解による示談が成立をしました。地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜

りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） それでは、補足説明申し上げます。

添付してあります参考資料をごらんいただきたいと思います。

事故は、平成20年4月8日午後6時30分ごろ、馬頭栃平地内の町道一渡戸大鳥線で発生したものであります。被害者が自転車で走行中、舗装の破損箇所ですとハンドルをとられ、転倒し、けがを負ったという事故でございます。

事故の原因は、冬場の路面の凍結によりまして舗装が破損し、路面に直径40センチ程度の穴があいていたのが原因の一つであります。

事故当事者の負傷の状況でございますが、右胸第7肋骨骨折など、全治3カ月と診断されました。本人の希望で体調の回復を待って話し合いを行うということになりまして、11月14日から示談交渉に入りました。その後、4回の交渉を経て、ことしの1月28日、損害賠償額20万円で和解による示談成立に至っております。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号 損害賠償額の決定及び和解については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第17、議案第17号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程になりました議案第17号 町道路線の認定について、提案理由並びにその内容について、ご説明申し上げます。

まず、本町福祉センター線ですが、先般開通しました町道のすぐ南側にある本町舟戸線の一部として整備をしておりましたが、工事が完了したことで延長等も確定し、管理上、路線名を整理するため、今回、本町福祉センター線として新たに認定するものであります。

次の後沢線は、国道293号後沢工区のバイパスの工事の完了に伴い、旧国道が町管理下になったことにより、後沢線として新たに認定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 補足説明申し上げます。

今回上程されております認定路線のうち、路線名、本町福祉センター線は、起点を小川字宮下から終点を小川字仲島までの総延長405.3メートル、幅員を13メートルから28.9メートルの路線であります。

次に、路線名、後沢線は、国道293号の旧道で、起終点を東戸田字家ノ前を地区内とし、総延長224メートル、幅員9.8メートルから16.8メートルの路線であります。国道293号バイパスの供用開始に伴い、旧道の管理移管を受けるため、旧道を町道として認定するものであります。

参考資料として位置図が添付してありますので、ご確認いただければ大変ありがたいと思います。

いずれの路線も道路の性格上、地域住民の生活道路として重要な路線でありますので町道に認定し、町が管理を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 7番、福島です。今、2つの町道路線の認定について、後沢線についてお伺いしたいんですけども、この後沢線は旧国道293、この一部を町道に移管するという事で、参考資料として位置図が示されていますが、このピンクで着色した両わきの部分はどうなるのかお伺いしたいと思います。

それと、薬利後沢線から那須烏山方面、西廻線に旧国道の時代に横断するときに変則十字路になっておりまして、非常に危険な十字路だったわけです。今回バイパスの開通によりまして、その隣接した十字路が2つ非常に近間に続くということで、交通の面で危険箇所だと私は感じるわけですが、この点の交通安全対策についてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。お願いします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 参考についております、この位置図を見ていただければ、当然前後が町道に認定になっていないということですが、栃木県のほうからは普通財産、赤道ですね。赤道として町のほうが移管を受けるという協議になってございます。それは、まだ町のほうが使い方がまだ決定されておりませんので、まだもらうという段階まではいっていないんですが、いずれにしても、この赤い部分につきましては通過ルートでございますので、この部分については道路として町が移管を受けるということで町道に認定するということが1つでございます。

また、議員もご存じのように、あの現場、一たんバイパスのほうから入って、すぐまた停止がついているということで、町のほうとしても非常に危険だというようなことで、これは交通管理者のほうに一応その停車する位置とか、それを検討していただけないかという要望を申し上げております。

以上です。

〔「了解」という人あり〕

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号 町道路線の認定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第18、議案第18号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第18号 指定管理者の指定について、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館・交流用施設・宿泊滞在施設・町営温泉原泉施設の各施設の管理を行わせるため、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するものであります。

これらの施設は、平成21年3月31日までの3年間、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定してきましたが、本年3月末をもって期限となることから、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するものであります。指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間を指定するものであります。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号～議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第19、議案第19号 平成20年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第20、議案第20号 平成20年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第21、議案第21号 平成20年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について、日程第22、議案第22号 平成20年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、日程第23、議案第23号 平成20年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第24、議案第24号 平成20年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第25、議案第25号 平成20年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第26、議案第26号 平成20年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第27、議案第27号 平成20年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について及び日程第28、議案第28号 平成20年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第19号から議案第28号 平成20年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、今般の急激な経済情勢の変化に対応する国の第2次補正予算において、生活対策として実施されます定額給付金給付事業や子育て応援特別手当支給事業、平成21年度に計画していた統合保育園建設事業を前倒しで実施するほか、年度末を迎え、各種事務事業費が確定し、国・県支出金が決定したこと、町税やその他の歳入につきましても決定、あるいは見込みがつかまりましたので、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。

本年度予算化した事務事業は、おおむね完了しているところでありますが、国の第2次補正予算関連の定額給付金給付事業、統合保育園建設事業、子育て応援特別手当支給事業については全額を、畜産担い手育成総合整備事業については354万9,000円を、南部地区中山間地域総合整備事業については3,300万円を、地方道路交付事業につきましては1,680万円をそれぞれ繰越明許費として、平成21年度に繰り越すこととしました。

歳入の主なものを申し上げますと、国庫支出金は、国の第2次補正予算にかかわる地域活性化・生活対策臨時交付金、定額給付金給付事業費補助金などで5億8,085万3,000円、地方交付税は、普通交付税の確定によるもので3億8,320万7,000円、県支出金は統合保育園建設にかかわる林業・木材産業構造改革事業費補助金など2億1,932万8,000円、繰越金は、前年度繰越金で1億9,019万3,000円などがあります。

また、当初予算において予算措置をしておりました基金繰入金のうち財政調整基金、地域振興基金などを精査の上、3億5,646万9,000円を減額することとしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は総務費で、定額給付金給付事業費、職員退職手当特別負担金、減債基金積立金など6億1,119万5,000円を計上しました。

第2は民生費で、統合保育園建設事業、子育て応援特別手当支給事業など4億6,876万1,000円を計上いたしました。

このほか、衛生費、商工費、農林水産業費及び土木費などは、本年度予算化した事務事業を精査し、減額措置をいたしました。

その結果、補正予算額は10億2,200万円となり、補正後の予算総額は88億6,700万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は事業費の確定精査により、介護

給付金、共同事業拠出金などを減額いたし、保険給付費、総務費などを増額するものであります。これに要する財源は、基金繰入金、共同事業交付金、前期高齢者交付金などを減額いたし、国庫支出金、繰越金、財産収入などを充てることとしました。

その結果、補正予算額は6,250万円の減額となり、補正後の予算総額は20億4,570万円となりました。

次に、老人保健特別会計であります。今回の補正は医療給付費を減額するほか、19年度事業費の確定により、一般会計の繰出金を予算措置するものであります。これに要する財源は、一般会計からの繰入金、県支出金を減額し、国庫支出金及び繰越金などを充てることとしました。

その結果、補正予算額は4,850万円となり、補正後の予算総額は2億1,800万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者健診事業費を減額するほか、高齢者医療制度円滑運営事業費としてシステム改修費を予算措置するものであります。これに要する財源は、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療健診事業負担金を減額し、一般会計からの繰入金、国庫支出金を充てることとしました。

その結果、補正額は3,140万円の減額となり、補正後の予算総額は1億4,410万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は保険給付費、介護保険システム改修事業費、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の基金設置費などを計上するものであります。これに要する財源は、支払基金交付金、介護給付費準備基金などを減額し、介護保険料、国庫支出金、繰越金などを充てるものであります。

その結果、補正予算額は2,276万円となり、補正後の予算総額は11億5,800万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正はケーブルテレビ高度化事業費の精査により減額するものであります。これに要する財源は、繰入金を増額し、国庫支出金、県支出金、町債を減額するものであります。

これにより補正予算額は2億7,000万円の減額となり、補正後の予算総額は14億8,270万円となりました。

次に、上下水道事業特別会計であります。今回の補正は公債費の繰上償還費を計上し、

下水道整備事業費は事業の精査により減額するものであります。これに要する財源は、町債、繰越金を充て、使用料及び手数料を減額するものであります。

これにより補正予算額は7,100万円となり、補正後の予算総額は3億8,810万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。今回の補正は三輪、北向田水処理センターの施設修繕料を計上するものであります。これに有する財源は、繰越金を充てるものであります。

これにより補正予算額は94万6,000円となり、補正後の予算総額は4,834万6,000円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。今回の補正は公債費の繰上償還費などを計上するものであります。これに要する財源は、町債、繰越金を充て、水道事業収入を減額するものであります。

これにより補正予算額は1億3,850万円となり、補正後の予算総額は3億1,160万円となりました。

次に、水道事業会計であります。今回の補正は企業債の償還費、取水ポンプ取りかえ工事費の補正が主なもので、8,000万6,000円を増額するものであります。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、各担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） それでは、私のほうから一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをごらんください。

第2表繰越明許費であります。国の第2次補正予算にかかわるものが主なものであります。2款総務費、1項総務管理費、定額給付金給付事業は3億1,600万円を、3款民生費、2項児童福祉費、統合保育園建設事業は本体及び外構工事で4億4,734万円を、子育て応援特別手当支給事業は891万5,000円を、5款農林水産業費、1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業は354万9,000円を、南部地区中山間総合整備事業のうち、前山押野線にかかわるもので3,300万円を、7款土木費、2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は大山田立野線に係るもので1,680万円を、合計8億2,560万4,000円を平成21年度に繰り越すものであ

ります。

7ページをごらんください。

第3表地方債補正であります。変更として、移動通信用鉄塔施設整備事業は国庫補助に採択されたことにより800万円を減額し、限度額を200万円にするもの、農道整備事業は80万円を減額し、限度額を4,220万円にするもので、谷田地区及び上西地区の農道に係るもの、食肉処理加工施設整備事業は200万円を減額し、限度額を2,000万円とするもの、道路整備事業は3,050万円を減額し、限度額を1億1,950万円とするもので、町道大山田立野線、南町1号線、白久上の原3号線、日向線に係るもの、街路整備事業は室町小公園整備に係るもので450万円を減額し、限度額を550万円とするもの、消防施設整備事業は防火水槽整備事業で480万円を減額し、限度額を520万円とするもの、保育園整備事業は統合保育園の園舎本体及び外構工事に係るもので3,580万円を減額し、限度額を6,880万円とするもので、起債の方法は普通貸付または証券発行、利率は4%以内に設定するものであります。

11ページをごらんください。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

9款1項1目地方特例交付金の補正額は521万9,000円の増で、今年度分の交付額の確定によるもの。

2項1目特別交付金の補正額は22万7,000円の増で、今年度分の交付額確定によるもの。

3項1目地方税等減収補てん臨時交付金は256万8,000円の増で、道路特定財源の暫定税率の失効による減収分が補てんされるもの。

10款1項1目地方交付税の補正額は3億8,320万7,000円の増で、普通交付税の確定により全額計上いたしました。

12款分担金及び負担金、1項1目総務費負担金の補正額は123万円の減で、移動通信用鉄塔施設整備事業分担金の変更によるもの。

2項2目教育費負担金の補正額は24万円の増で、小学校、中学校、幼稚園給食費の負担金を精査したものです。

12ページに続きます。

13款使用料及び手数料、1項4目農林水産業使用料の補正額は50万円の減で、定住センター厨房使用料に係るもの。5目商工使用料の補正額は300万円の減で、ゆりがねの湯の使用料を減額するもの。7目教育使用料の補正額は210万8,000円の減で、幼稚園保育料及び美術館観覧料を減額するものです。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は235万1,000円の減で、保険基盤安定費、障害者自立支援事業費、保育児童措置費、児童手当給付費の精査確定によるもの。

2項1目民生費国庫補助金の補正額は999万3,000円の増で、次世代育成支援対策交付金の精査確定によるもののほか、子育て応援特別手当支給事業費及び事務費に係るものを計上しました。

13ページに入ります。

3目土木費国庫補助金の補正額は400万円の増で、地方道路交付金事業の補助率の増により増額するもの。4目教育費国庫補助金の補正額は12万7,000円の減で、幼稚園就園奨励費の確定によるもの。6目総務費国庫補助金の補正額は5億6,903万8,000円の増で、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、定額給付金給付事業費及び事務費に係るもの。7目農林水産業費国庫補助金の補正額は30万円の増で、担い手育成総合支援事業費は県補助金からの組み替えによるものです。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は188万円の増で、国庫負担金同様、保険基盤安定費、障害者自立支援事業費、保育児童措置費、児童手当給付費の精査確定によるもの。2目衛生費県負担金は1,000円の減で、健康増進費を県補助金へ組み替えるもの。3目土木費県負担金の補正額は527万1,000円の減で、地籍調査事業費の確定によるもの。

2項1目総務費県補助金の補正額は325万3,000円の減で、生活バス路線運行費、移動通信用鉄塔施設整備事業費、「わがまち自慢」推進事業交付金の確定によるもの。

14ページ、2目民生費の県補助金の補正額は12万1,000円の減で、障害者自立支援事業費、保育児童措置費の確定によるもの。3目民生費県補助金は30万9,000円の増で、健康増進事業費は県負担金からの組み替えにより確定するもの。4目農林水産業費県補助金の補正額は2億2,566万4,000円の増で、担い手育成総合支援事業費、畜産担い手育成総合整備事業費、農地の元気回復支援事業費、強い農業づくり事業費、農地水環境保全向上活動推進交付金の事業の確定によるもの及び統合保育園建設事業に係る林業・木材産業構造改革事業費であります。

3項1目総務費委託金の補正額は12万1,000円の増で、栃木県知事選挙費の確定によるものです。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金の補正額は337万6,000円の増で、財政調整基金など8基金の利子であります。

2項1目不動産売払収入の補正額は600万円の増で、町有林の間伐材売払収入であります。

15ページに入ります。

17款寄附金、1項3目民生費寄附金の補正額は186万円の増で、福祉基金への寄附金。4目教育費寄附金の補正額は169万円の増で、奨学基金、教育文化基金への寄附金であります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は9,289万5,000円の減。2目減債基金繰入金の補正額は4,000万円の減。3目地域振興基金繰入金の補正額は2億8,000万円の減で、いずれの基金も一般財源の収入状況を勘案し、平成21年度以降の財源確保のため、基金の取り崩しを減額いたしました。5目奨学基金繰入金の補正額は108万8,000円の減で、事業費の確定により減額するもの。

3項1目老人保健特別会計繰入金の補正額は5,751万4,000円の増で、平成19年度分の事業費の確定によるものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億9,019万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

16ページ、20款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は140万円の増で、奨学金貸付金の元利収入。

4項1目民生費受託事業収入の補正額は374万6,000円の増で、保育園受託事業収入。

5項4目雑入の補正額は20万円の増で、町道の事故における損害保険金であります。

21款町債、1項1目総務債の補正額は800万円の減で、移動通信用鉄塔施設整備事業債を減額するもの。2目農林水産業債の補正額は280万円の減で、農道整備事業債は谷田地区、上西地区の農道にかかわるもの。食肉処理加工施設整備事業債はイノシシの処理加工施設にかかわるものの減額。3目土木債の補正額は3,500万円の減で、道路整備事業債は町道大山田立野線、南町1号線、白久上の原3号線、日向線にかかわるもの。街路整備事業は室町小公園事業にかかわるものの減額。4目消防債の補正額は480万円の減で、消防施設整備事業は防火水槽整備事業にかかわるものの減額。7目民生費は3,580万円の増で、保育園整備事業は統合保育園建設事業に係るものであります。

17ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は353万4,000円の減で、議員人件費は議員報酬の削減によるもの。議会活動費は事務機器借り上げ料を計上しました。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は3億7,622万1,000円の増で、特別職人件費は報酬の削減によるもの。職員人件費は職員の退職に伴う退職手当組合の特別負担金。総務管理費は町道における事故賠償金のほか、職員研修費等を精査したもの。定額給付金給付事

業費は定額給付金及び事務費を計上しました。

18ページに続きます。

文書広報費の補正額は190万2,000円の減で、文書費、広報費の事務費を精査したもの。4目財産管理費の補正額は83万1,000円の増で、庁舎内にIP電話機を設置するものなどがあります。5目防犯交通安全対策費の補正額は1,066万7,000円の増で、防犯交通安全対策諸費は生活バス路線維持のため、JR及び東野交通に赤字分を補てんするための補助金。6目町営バス管理費の補正額は186万7,000円の減で、町営バス運行費は運行経費を精査したものです。

2項1目企画総務費の補正額は1,620万9,000円の増で、移動通信用鉄塔施設整備事業費は事業費の精査による減。ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は高度化事業における補助対象経費の精査による一般財源分であります。

19ページに続きます。

4目財政調整基金等費の補正額は2億1,087万円の増で、各基金への積立金などで財政調整基金費は利子相当額を積み立てるもの。減債基金費は利子相当額のほか、今後の公債費償還のための財源として積み立てるもの。地域振興基金費は利子相当分のほか、国の第2次補正である地域活性化・生活対策臨時交付金を平成21年度事業実施のために積み立てるもの。土地開発基金費は利子相当分を繰り出しするもの。合併振興基金費は利子相当額を積み立てるものであります。

5項2目栃木県知事選挙費の補正額は12万1,000円の増で、栃木県知事選挙費の事務費の確定によるもの。

7項1目監査委員費の補正額は4万5,000円の増で、参考図書代であります。

20ページに入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉費総務費の補正額は995万7,000円の増で、福祉基金費は利子分と寄附金等を基金に積み立てるもの。国民健康保険特別会計繰出金は普通交付税に算入された国保財政安定化支援事業費及び事務費などの精査によるもの。後期高齢者医療費は事業費の精査により繰り出しするもの。2目障害者福祉費の補正額は712万6,000円の増で、特定疾患見舞金は患者数の増による見舞金の増、障害者福祉サービス事業費は報酬単価及び利用者の増によるもの。障害者地域生活支援事業費は利用者の減によるもの。障害程度区分認定等事務費は障害者自立支援システム改修費。障害者福祉諸費は事業費確定による国・県への返納金。3目老人福祉費の補正額は404万6,000円の増で、介護予防費は利用者の減

による事業費の減。介護保険特別会計繰出金は事業費の精査確定によるもの。4目総合福祉センター費の補正額は280万円の増で、馬頭総合福祉センター管理費は電気料の改定に伴う電気料及び自家用発電機の修繕料。小川総合福祉センター費は空調機の故障に伴う修繕料と電気料の増であります。

21ページに入ります。

2項1目保育園費の補正額は4億4,954万1,000円で、保育園諸費は傷病等の代替保育士賃金等。統合保育園建設事業費は保育園本体、外構工事費及び事務費を計上するもの。2目児童措置費の補正額は478万5,000円の減で、児童手当支給事業費は事業費の確定により減額するもの。子育て応援特別手当支給事業費は国の第2次補正により生活対策として支給される特別手当及び事務費を計上するもの。3目母子福祉費の補正額は7万6,000円の増で、母子等福祉諸費はひとり親家族医療費の過年度返納金であります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は148万6,000円の減で、健康づくり費は事務費の精査による。

22ページ、3目健康増進費の補正額は815万5,000円の減で、健康増進事業費は健診事業の確定によるもの。老人保健特別会計繰出金は事業費の精査確定によるもの。

2項1目ごみ処理費の補正額は280万4,000円の減で、事業費の確定により減額するものであります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は40万円の増で、農業振興諸費は転作面積の増に伴う水田農業推進対策事業費補助金であります。4目畜産業費の補正額は232万5,000円の減で、畜産担い手育成総合整備事業費、畜産振興事業費とも、事業費の確定により減額するものであります。6目中山間地域総合整備事業費の補正額は830万円の減で、南部地区中山間地域総合整備事業費は事業費の確定により町単独分を減額するもの。7目イノシシ処理加工施設整備事業費は40万円の増で、イノシシ商品開発研究のための研究費等であります。

23ページに続きます。

2項1目林業総務費の補正額は30万円の増で、林業総務諸費は緊急雇用対策としてチェーンソー等の購入補助を実施するもの。2目林業振興費の補正額は167万9,000円の増で、木材需要拡大事業費は6件分の補助金を増額するものであります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は300万円の増で、商工業振興費は馬頭小川商工会に対し、プレミアムつき商品券の発行補助を行うもの。3目観光費の補正額は350万円

の減で、ふるさとの森管理費はカヤぶき屋根改修工事の確定により減額するものであります。

7款土木費、1項2目地籍調査費の補正額は702万8,000円の減で、事業費の確定により減額するものであります。

24ページに続きます。

3項1目砂防費の補正額は699万9,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は松野、上仲地内の事業費の確定による県への負担金であります。

4項1目都市計画総務費の補正額は212万4,000円の減で、都市計画総務諸費は室町小公園整備事業費、修景事業費の精査確定により減額するものであります。

8款消防費、1項2目非常備消防費の補正額は126万6,000円の減で、消防管理運営費は団員報酬の精査の確定によるものです。3目消防施設費の補正額は586万6,000円の減で、消防施設整備事業費は防火水槽設置工事費の確定により減額するものであります。

26ページに入ります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は108万6,000円の減で、職員人件費、事務局費、外国語指導助手設置費は事務事業の精査による減。奨学金運営費は奨学生の減により貸付金を減額し、積立金は積立金等を奨学基金へ積み立てするものであります。

2項1目学校管理費の補正額は170万円の減で、学校管理諸費は通学補助金の確定によるもの。2目教育振興費の補正額は80万円の減で、事業費の精査確定により減額するものであります。

3項1目学校管理費の補正額は22万円の減で、学校管理諸費は通学費補助金の確定によるもの。3目学校施設整備費の補正額は375万円の減で、小川中学校施設整備費は校舎の耐震診断の委託料、空調設備工事請負費等の事業費の確定によるものであります。

26ページに続きます。

4項1目幼稚園費の補正額は55万7,000円の減で、ひばり幼稚園費は就園奨励補助金の確定によるもの。

5項1目社会教育総務費の補正額は109万円の増で、教育文化基金費は寄附金等を教育文化基金へ積み立てるもの。2目公民館費の補正額は39万2,000円の増で、公民館活動費は第8区自治公民館の修繕補助を行うもの。

6項3目給食センター費の補正額は82万7,000円の増で、学校給食センター管理運営費は電気料改定に伴う光熱水費等の増額分を計上しました。

27ページに入ります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は70万円の増で、9月6日発生の豪雨災害による町単災害復旧事業費であります。

11款公債費、1項1目元金の補正額は43万3,000円の減で、前年度の借換債にかかわる償還金の変更により減額するもの。2目利子の補正額は1,880万9,000円の減で、本年度の償還利子の見込みにより減額するものであります。

28ページ、29ページは給与明細書でありますので、後でござらんいただきたいと存じます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

住民生活課長（阿久津実君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の7ページ、事項別明細書をござらんください。

歳入からご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は735万1,000円の減で、被保険者世帯及び被保険者数の減によるもの。2目退職被保険者等国民健康保険税の補正額は1,000万円の増で、被保険者世帯及び被保険者数の増によるものであります。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の補正額は575万8,000円の増で、現年度分の交付状況から増額するもの。2目高額医療費共同事業負担金の補正額は473万円の減で、負担金の額の確定により減額するもの。3目特定健康診査等負担金の補正額は142万1,000円の減で、特定健康診査等事業費を推計し、減額するものであります。

2項1目財政調整交付金の補正額は3,778万4,000円の増で、交付状況から増額するものであります。

8ページ、6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金の補正額は2,460万9,000円の減で、交付金の額の確定により減額するものであります。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金の補正額は473万円の減で、負担金の額の確定により減額するもの。2目特定健康診査等負担金の補正額は142万1,000円の減で、特定健康診査等事業費を推計し、減額するものであります。

2項1目財政調整交付金の補正額は500万円の減で、交付状況から減額するものであります。

8款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金の補正額は170万円の増。2目保険財政共同安定化事業交付金の補正額は2,800万円の減で、現在までの交付状況から推計し、減額するものであります。

9 ページ、9 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は131万円の増で、財政調整基金の利子を増額するもの。

10款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は219万7,000円の減で、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金及び財政安定化支援事業繰入金の見込み額から減額するものであります。

2 項 1 目財政調整基金繰入金の補正額は6,000万円の減で、平成20年度の決算を推計した結果、1 億円の繰り入れを見込み、減額するもの。

11款繰越金、1 項 1 目その他繰越金の補正額は2,040万7,000円の増で、前年度繰越金であります。

10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は45万1,000円の増で、制度改正による保険システムの改修等に伴うもの。

2 項 1 目賦課徴収費の補正額は17万円の増で、仮徴収通知書等印刷に要する経費であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費の補正額は1,335万3,000円の増。2 目退職被保険者等医療給付費の補正額は400万円の増。3 目一般被保険者療養費の補正額は100万円の減で、給付実績からそれぞれ増額、減額するもの。

11ページ、2 項 1 目一般被保険者高額療養費の補正額は920万円の増。2 目退職被保険者等高額療養費の補正額は157万円の増で、ともに本年度の支給実績から増額するもの。

4 項 1 目出産育児一時金の補正額は256万円の減。5 項 1 目葬祭費の補正額は575万円の減で、ともに支給実績から減額するものであります。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金の補正額は2,231万5,000円の減で、納付金の額の確定により減額するもの。

12ページ、7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費拠出金の補正額は1,232万5,000円の減。4 目保険財政共同安定化事業拠出金の補正額は4,260万6,000円の減で、拠出金の額の確定によりそれぞれ減額するもの。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費の補正額は500万円の減で、特定健診受診者の確定によるもの。

2 項 1 目保健衛生普及費の補正額は100万円の減で、山の家の利用状況から減額するものであります。

3項1目健康管理事業費の補正額は200万円の減で、人間ドック申し込み状況から減額をいたすものであります。

13ページ、9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は131万円の増で、財政調整基金の利子相当額を積み立てするもの。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は200万2,000円の増で、平成19年度医療給付費国庫負担金の精査により超過交付分を国に返還するもの及び平成19年度福祉対策費補助金の精査により超過交付分を県に返還するものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、老人保健特別会計補正予算について補正予算書の7ページ、事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金の補正額は67万4,000円の増で、現年度分は交付状況から207万円を減額し、過年度分は平成19年度老人医療費交付金の精算により274万4,000円を増額するもの。2目審査支払手数料交付金の補正額は4万2,000円の減で、現年度分の交付状況から減額するものであります。

2款国庫支出金、1項1目医療費負担金の補正額は1,527万6,000円の増で、現年度分は交付状況から289万8,000円を減額し、過年度分は平成19年度老人医療費負担金の精算により1,817万4,000円を増額するものであります。

3款県支出金、1項1目県負担金の補正額は99万5,000円の減で、現年度分の交付状況から減額するもの。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は375万5,000円の減で、医療費総額から支払基金交付金、国・県支出金の交付額を推計し、減額するものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,734万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

2款医療諸費、1項1目医療給付費の補正額は899万4,000円の減。2目医療費支給費の補正額は108万3,000円の減。3目審査支払手数料の補正額は4万2,000円の減で、老人医療費の本年度の給付実績を勘案し、それぞれ減額をいたすものであります。

3款諸支出金、1項1目償還金の補正額は110万5,000円の増で、平成19年度老人医療費県負担金精算により超過交付分を返還するもの。

2項1目一般会計繰出金の補正額は5,751万4,000円の増で、平成19年度老人医療費精算

に伴う一般会計への返還金であります。

以上で老人保健特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について、補正予算書の7ページ、事項別明細書により、歳入からご説明をいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は4,582万2,000円の減。2 目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は930万8,000円の増で、国の特別対策による軽減の拡充と特別徴収、普通徴収の割合の変更によるものであります。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金の補正額は338万3,000円の増で、健診事業等歳入が歳出に対して不足する額を繰り入れするものであります。2 目保険基盤安定繰入金の補正額は1,109万1,000円の増で、保険料の軽減分を繰り入れするものであります。

4 款諸収入、3 項 3 目雑入の補正額は1,198万5,000円の減で、本年度健診事業費中、基本健診にかかわる見込み額を推計し、減額いたすものであります。

5 款国庫支出金、1 項 1 目高齢者医療制度円滑運営事業費の補正額は262万5,000円の増で、システム改修に伴う補助金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、2 項 1 目徴収費の補正額は262万5,000円の増で、システム改修に要するものの。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は2,542万5,000円の減で、国の特別対策により保険料が減額したことによるもの。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は860万円の減で、健診委託料の見込み額を推計し、減額いたすものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

健康福祉課長（小室定子君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

7 ページ、事項別明細書をごらんください。

歳入からご説明いたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は72万6,000円で、特別徴収の天引き開始時期が早くなったため、普通徴収保険料を減額し、特別徴収保険料を増額とする節間の調整をするものです。

3 款国庫支出金、2 項 2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は156万4,000円

の減額で、事業費確定によるもの。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は253万3,000円で、事業費確定によるもの。4目事業費交付金の補正額は57万6,000円で、介護保険システム改修事業に対する交付金。5目介護従事者処遇改善臨時特例交付金の補正額は895万2,000円で、平成21年度以降の介護報酬が介護従事者の処遇改善を図るため増となることによる介護保険料の急激な上昇を抑制するため交付されるものです。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業交付金の補正額は193万9,000円の減額で、事業費確定によるものです。

8ページをごらんください。

5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は78万2,000円の減で、事業の確定によるもの。

2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は126万7,000円で、事業の確定によるもの。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は61万円で、介護給付費準備基金の利子収入であります。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）の補正額は547万6,000円で、事業の確定によるもの。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は126万7,000円で、事業の確定によるもの。4目その他一般会計繰入金の補正額は110万3,000円で、介護報酬システム改修等の町負担分。

2項1目介護給付費準備基金繰入金の補正額は3,000万円の減額。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,453万5,000円で、前年度繰越金であります。

10ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は168万円で、介護保険システム改修費用です。

2款保険給付費、1項8目居宅介護サービス計画給付費の補正額は750万円で、給付費の増額によるもの。

5項1目特定入所者介護サービス費の補正額は393万9,000円で、給付費の増額によるもの。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は61万円で、基金利子の積み立て。2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の補正額は895万2,000円で、国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てるものです。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は7万9,000円で、調整交付金の19年度分の返納

金であります。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君）　続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算についての補足説明をいたします。

補正予算書の4ページをごらんください。

第3表地方債補正は、ケーブルテレビ高度化事業の限度額を7億900万円から1億1,650万円を減額し、限度額を5億9,250万円に変更するものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書より、歳入から申し上げます。

8ページをごらんください。

3款国庫支出金、1項1目総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金と地域イントラネット基盤施設整備事業費補助金が事業費の確定により、補正額は8,453万9,000円を減額するものであります。

4款県支出金、1項1目地域振興市町村支援事業費補助金が事業費の確定により、補正額は5,644万9,000円を減額するものであります。

また、1項2目農村振興支援対策事業費補助金も事業費の確定により、補正額は3,614万4,000円を減額するものであります。

5款繰入金、1項1目一般会計からの繰入金であります。補助対象事業費の精査に伴い2,363万2,000円を増額するものであります。

8款町債、1項1目合併特例債が事業費の確定により、1億1,650万円を減額するものであります。

9ページ、歳出に入ります。

2項1目高度化事業費の補正額は工事請負費の馬頭地区及び小川地区のケーブルテレビ施設整備工事業費の確定により2億7,000万円を減額するものであります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

上下水道課長（手塚孝則君）　続きまして、下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

4ページをごらんください。

第2表地方債の補正であります。追加は今年度予定しております繰上償還に伴う借換債でありまして、7,130万円を限度額として利率4%以内で町債を起こすものであります。

補正予算書8ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金の補正額は150万円の減で、加入戸数の減によるもの。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料の補正額は467万円の減で、馬頭処理区接続戸数の減や小川処理区の下水道使用水量の減などによるもの。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は587万円の増で、前年度繰越金であります。

7 款町債、1 項 2 目借換債の補正額は7,130万円の増で、繰上償還借換債であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は39万円の減で、施設整備管理委託料の減であります。

2 款公債費、1 項 1 目元金の補正額は7,139万円の増で、繰上償還元金であります。

その結果、補正後の歳入歳出予算の総額 3 億8,810万円となりました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について説明をいたします。

補正予算書 7 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は94万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業費、2 項 1 目施設管理費の補正額は94万6,000円の増で、需用費は修繕料、三輪及び北向田水処理センターの施設の修繕に要する費用であります。

その結果、補正後の歳入歳出予算の総額は4,834万6,000円となりました。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

4 ページをごらんください。

第 2 表地方債の補正であります。追加は今年度予定しております繰上償還に伴う借換債でありまして、1 億4,110万円を限度額として、利率 4 %以内で町債を起こすものであります。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

1 款水道事業収入、1 項 1 目水道使用料の補正額は928万7,000円の減で、現年度分水道使用料の減を見込みました。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は668万7,000円の増で、前年度繰越金であります。

7 款町債、1 項 2 目借換債の補正額は 1 億4,110万円の増で、繰上償還借換債であります。

9 ページ、歳出に入ります。

4 款公債費、1 項 1 目元金の補正額は 1 億3,977万4,000円の増で、繰上償還元等の精査

によるものであります。

1 項 2 目利子の補正額は127万4,000円の減で、償還金利子の精査によるものであります。

その結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億1,160万円となりました。

続きまして、水道事業会計補正予算について説明をいたします。

3 ページをごらんください。

別表企業債補正であります。追加は今年度予定しております繰上償還に伴う借換債で7,680万円を限度額とし、利率4%以内で町債を起こすものであります。

補正予算書5ページ、実施計画により収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

2 款東部地区簡易水道事業収益、1 項 1 目他会計補助金の補正額は20万円の減で、基準額の減によるものでございます。この金額につきましては、4 条予算のほうに計上しております。

続いて、支出でございますが、1 款上水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の補正額19万9,000円及び4 目総係費の補正額16万5,000円の増は共済費の追加費用。

2 項 1 目支払利息の補正額は36万4,000円の減となりました。

2 款東部地区簡易水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の補正額13万4,000円及び4 目総係費の補正額18万7,000円の増は共済費の追加費用。

2 項 1 目支払利息の補正額は52万1,000円の減となりました。

続きまして、6 ページ、資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

2 款東部地区簡易水道事業収入、1 項 1 目他会計補助金の補正額は20万円の増で、先ほどの3 条予算から回したものでございます。

2 項 1 目企業債の補正額は7,680万円の増で、借換債であります。

続いて、支出ですが、1 款上水道事業支出、2 項 1 目企業債償還金の補正額は5万円の増で、償還金の精査によるものであります。

2 款東部地区簡易水道事業支出、1 項 3 目原水設備費の補正額は200万円の増で、2 号井戸取水ポンプ交換工事に要する費用であります。

2 項 1 目企業債償還金の補正額は7,815万6,000円の増で、繰上償還金等であります。

以上で10会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） ここで休憩いたします。

再開は15時といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） 先ほどの一般会計の補正分で読み違いがありましたので、訂正させていただきます。

補正予算書の7ページをごらんください。

7ページの第3表地方債の補正の欄で一番下段、一番下の段、保育園整備事業、これを私は3,300万円から減額したという「減額」という言葉を使ったんですが、「増額」でございます。訂正させていただきます。3,580万円を増額し、6,880万円とさせていただきます。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

石田彬良君。

12番（石田彬良君） 一般会計補正予算の21ページ、保育園費なんですが、私の調べでは統合保育園費の建設費用は19年度から予算計上が始まりまして、19年度は36万7,500円、これは基本設計ということで、最初に計上したと思います。あと20年度当初予算に2,024万7,000円、それから、9月の補正予算1,600万、それから、12月にまた補正予算で2,193万1,000円、それとこれが終わってから平成21年度の当初予算の審議に入るわけですが、その中にも7,600万、これが計上されます。そして、今回の4億4,734万、トータルで5億1,348万5,500円というのが統合保育園の総予算であるかと思えます。

ちなみに、平成16年に旧馬頭のときに、ひばり幼稚園を建設いたしました。そのときに総工費が3億7,734万円でした。ということは、差し引きしますと1億3,600万以上の今回が増額なんです。確かに今回の保育園は乳幼児から引き受けるということで、園児数も大体120名ぐらい。ひばり幼稚園は100名ぐらいですから、それで計算しますと園児1人に対しての金額の割合を計算してみますと、ひばり幼稚園が園児100人に対して、1人に対して377万の計算になるんですね。それで、今回の統合保育園は120名として、園児1人に対し

て428万かかっている計算になるんです。それで、この差し引き差を見ますと、1人の子供の割合にしますと、今回の事業のほうが51万も多いという計算になるわけです。

ちなみに、今回の事業費は国の特別な第2次補正予算の中からかなりの額がこの保育園の建設費のほうへ入るのは重々わかっておりますけれども、それにしても余りにも金額が高過ぎるのではないかなと思うわけでございます。

それで、今回の保育園の内容を、まだ我々議員には、議会には、どのような建物で、どういう大きさで、どういうもので、どうなんだという説明資料が何も配られていないのが現実なんです。にもかかわらず、この金額、予算だけが先に計上されて審議するわけなんです、どうも不可解な部分が多いような気がします。

それで、できればこの参考資料を提示していただきまして、少し議員間で納得をして、ああ、こういう事業でこうなんならば、このぐらいの予算もしょうがないかというように納得のいく資料が欲しいわけでございます。それで、その資料を出せるか出せないか、まず1点お伺いします。

それから、先ほど申しました、ひばり幼稚園は本体が坪数で300坪なんです。もちろん今回は園児数も多いということで、もっと大きい建物、本体建設になるかなと思うんですが、何坪ぐらいになるかお伺いします。

それと、私は一般質問の中で材木関係の話を何度もしましたけれども、今回、材木は大体わかる範囲で結構なんです、何石というか、何立米ぐらいの材木数量になるかをお尋ねいたします。もちろん材料に関しては業者が決定して、その業者が手配すると思いますが、これからなかなか地元の材料も相当使ってくれるという答弁でしたので、これから調達すると思いますが、これは落札された業者にはどのように指導するか、3点お伺いします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

資料を渡せないかということでございますけれども、ただいま設計業者のほうは3月19日までという工期で今、設計をしているところでございます。間もなく終了すると思っておりますので、終了した時点でお示しをしたいというふうに考えております。

それから、坪数でございますけれども、現在のところ、1,378平米程度というふうになっております。幼稚園との差はかなりございまして、幼稚園は3歳、4歳、5歳でございますけれども、保育園はゼロ歳から見るとということで、ゼロ歳、1歳、2歳の部屋があるという

こと。それから、幼稚園につきましては厨房というのがありませんですが、保育園については厨房もございませし、そういった意味では少々単価は高くなるものというふうに考えております。

〔発言する人あり〕

健康福祉課長（小室定子君） はい、そうですね。太陽光も一般質問のときにお答えしましたけれども、太陽光発電とか、そういったものがございますので、そういったものが積み重なってくるということでご理解いただきたいと思います。

それから、材木ですね。これも確定数がちょっと申せませんので、設計に上った段階での説明のときに説明をさせていただきたいと思いますので、ご了解をお願いいたします。

〔発言する人あり〕

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

12番（石田彬良君） もちろん基本設計は、もう一番最初にしてありますでしょうし、今回の補助金を要求するにも、その設計に従って単価が、金額が出て、それで補助金の要請をしたのだと思います。ですから、その設計ができてなくても大体もうちゃんとした製図というか、製本ができてなくてももうわかっているわけでしょう、実際は。どうなんですか。

それから、ただいま坪数のお話が出ましたが、私の計算では大体450坪ですか、そこらになる計算ですよ。そうすると、わかりました。それはわかりましたが、そのソーラーに関してだけの金額というのは、もちろんこのエコ関係の補助金は別に出るのか、これに最初から入っちゃっているのか、もしそのエコ関係の補助金が出るとすればどのくらい補助金が出るのかお伺いします。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 一番最初のご質問でございますけれども、設計図、きちんとしたものができてなくても大体のことはわかっているのではないかとございませが、それについては大体のことは把握しているんですけれども、議員の皆様にお示するのはきちんとした資料でお示したいということですので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、ソーラーの関係の補助金ですけれども、最初は別な補助事業でというふうに思っておりますけれども、今回の補助事業に入るかもしれないということで、ただいまちょっと検討しておりますので、まだどちらになるかはっきりはいたしません。

以上です。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

12番（石田彬良君） 大体納得はいたしましたけれども、先ほども言いましたが、これだけの金額を積算で出して、そして補助金を要求しているんだから、もう本当にある程度少なくとも平面図とか、あと設計書までは出せとはいいいませんが、議員も何も知らないで予算審議をするわけですから、もう少し親切丁寧に説明責任を果たしていただければいいなと思っているわけでございます。

材木関係のほうもそういう答弁でしたので、納得いたしました、とにかくきのうの下野新聞にも載っておりましたが、入札関係も大分世間では騒いでいるようでございますので、今回、入札に関しても公明性の高い入札をしていただければいいなと思っております。

以上で終わります。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

大金伊一君。

16番（大金伊一君） 石田さんと関連した質問をしたいというふうに思います。

相当立派な保育所ができるものと思います。これには私も反対はしません。

これから設計書ができ、そしてこれを一般競争入札か、あるいは指名入札かどっちか、指名入札と言ったのかな、やるということですね。指名業者に設計書を渡して、そしてそれによって入札をして、そして施工者が決まると。そして施工者が決まって、そしてその施工が材料を発注するんですね。これは間違いないですね。そうですか、くどいようですが、本当にそうなんだらば、これは理論上からはそうですよ。理論上じゃない、これはその法に基づいたやり方ではそれが本当のやり方なんですね、答弁してください。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回の工事の入札関係でございますけれども、本件につきましては、先日もお答えしたように、現段階では指名競争入札にするのか一般競争入札にするのか、まだ決定はしてありません。

なお、今回の工事、当然工事を発注した後に当然、請負業者が材料等については手配をするということは、これはもちろんそのような方法で今後も実施されるものと思っております。

議長（小川洋一君） 大金伊一君。

16番（大金伊一君） もう1回くどいようだが聞きますよ、もう1回。材木関係は、これは大変だと思えます。例えば我々も馬頭や那珂川材を使えと言っていますよね。これはその材料を用意するのは馬頭材使えって、はっきりした証拠としてするのは、山を買って、伐

採して、そしてそれを製材してやるというのが、これは那珂川町の材料を使ったという一番の証拠になりますよね。ところが、それではあれですから、1本の木、全部を必要としないんですから、いいところだけというか必要なところだけですから、あとはこれはもう無駄になってしまうというか、少しは売らんでしょうけれども、これはおれはその請け負った業者というのは、これは相当な赤字が出るんじゃないかと思うんですね。そういう意味からしても、請け負った人は方々に分けて手配しなくちゃ、私はこれは調達できないと思うんですね。そうすると、これは地元材だか、どこの材だかわからなくなっちゃいますよね。それはともかくとして、いずれにしても施工業者がその材料を注文するんだと、今こういう質問でしたよね、それでいいんですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今、大金議員の質問では、落札業者が木材を手配をすると。そういうふうな中で地元材をどういうふうな活用をするんだということかと思いますが、既にこの間もお話ししましたように、業界、それから、森林組合、それから、工務店さん等からもそれぞれ町のほうに要望が来ております。ですから、今後は落札をした段階で町のほうとしても落札する業者に極力地元材、地元で金が落ちるような、そういうふうな方法をとってほしいと、そういう要望はします。

そこで今、大金議員が言われるように、どういうふうな材料、どういうふうな手配をするかということは、業者間で十分調整をして、どういうふうな相談をされるかわかりませんが、業者間で十分相談をしていただいて、請負のされた業者と協議をして契約をする、そういうふうな形になるのかなと、こんなふうに思いますし、町としては極力地元業者を育成というふうな面で、地元材や地元の職人さんをぜひ使ってほしいと、そういう要望は町としても積極的にしていきたいと、こういう考えです。

〔「議長、休憩にしてほしいんですが」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 休憩します。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時25分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

大金伊一君。

16番(大金伊一君) 入札制度というのはなかなかこれは難しいんですね。そういうこともあるんだと。我々にしてみれば、それがこういうふうなところにもう来ているとなると、これはなんだんべと、これは疑問を持つのが当たり前でして、それは普通だったら発注業者が、施工者が、これはちゃんと設計書に基づいて製品を買うわけですから、発注するわけですから、調達するわけですから、なるほど、そういう場合によってはやり方もあるということなんですね。それで間違いないんですね。わかりました。

議長(小川洋一君) ほかに。

岩村文郎君。

5番(岩村文郎君) ちょうど今、統合保育園の質問が出たものですから、関連ちょっとしていますので、ここでちょっとお聞きしておきたいと思います。

先ほど一般競争入札か指名競争入札かどちらかというような話をされたんですが、先ほど話も出たように、一般競争入札でやるのが一番よろしいのかなというような私も気がいたします。ぜひ今後検討するときには、そんなことを踏まえていただければなというふうに思っています。

この入札は大体時期としていつごろになるのか。この予算が決まればいつやるのか。また、施工はいつごろで、完成がいつごろだかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

議長(小川洋一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(小室定子君) 入札につきましては、4月下旬までには済ませたいなというふうに思っておりまして、年度内の完成を目指しております。

議長(小川洋一君) 岩村文郎君。

5番(岩村文郎君) 年度内ということは21年度内ということですね。

先ほど来、地元産の材木を使ってくれというような、また我々も要望しますし、そんな考え方で執行部もおるかと思えます。そういうことで、かなりこの木材というのは、先ほど言いましたように450坪、1,380平米、私も木材の流通にちょっと最近興味を持ってあれするもんですから、かなりの量だと思うんですよ。石数でいうと3,000石、立米でいくと800から1,000立方あたりにいるのかなという予想はしているんですが、これを今度入札かけて、この短い時間ではなかなか地元産を、先ほど言いましたように、切って出して、製材してということはなかなか大変なんだなというふうに思っています。だから、できるだけこういふのは早くしないと年度内に完成は難しいのかなというふうに感じています。

それで、入札業者なんですが、この地元那珂川町の地元業者でこの建築に携われる、例えば2級とか1級とか建築士の資格とか、そうしたある方が多分やると思いますので、この建物に関しては1級建築士が当然携わるということだと思っんですよ。その建築士さんが地元は何社ぐらいあるか、何人ぐらいあるか、もしわかれば説明していただければ。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回の統合保育園の事業につきましては、当然、町の建築関係のAクラスということになるかと思っます。

なお、Aクラスといっましても、今回大きな事業で当然、電気、さらには設備関係もございっますので、総合的にAクラス的な格付を持っているところではないと、なかなか難しいのかなとは考えておりっます。

またさらに、一般競争入札をといっことでございっますが、この事業についても事業が大きい事業でございっますので、一般競争入札を優先して検討してまいりたいと考えておりっます。一般入札になりますと、ある一定のランクづけ、総合評価、点数によりまして条件をつけるようかなとは考えておりっます。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

5番（岩村文郎君） 何社かといっのを示していただけなかつたんですが、やはり地元の業者をぜひできる業者なら入札に参加していただきたいと思っますし、また当然、先ほど町長が言いましたように地元の雇用対策、そういう関係でぜひ最後に要望をしておきたいと思っます。

ぜひそういうことで、それと、先ほど私も実際、設計図も立面図も何も見てないです。ただ、いきなり出されたものだから、何か教育民生常任委員会の中では何かの形で出たみたいなんです、我々見てない人がほとんどかなと思っますので、早急にこっようなのをやはり出していただければなといっふうにおっっています。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかに。

小林 盛君。

6番（小林 盛君） 私は衛生費の関連の質問をしたいと思っておりっます。

毎年のように、指摘しているわけですが、環境整備対策費、これは今の法律から照らし合わせても間違いなく公益に反する違法な、違法といっつか不当な……。

議長（小川洋一君） 何ページ。小林議員、それは出てないと思っんですけれども。

6 番（小林 盛君） 10ページ。その公益性に全く反する不当な出費だと。

議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 小川地区のほうの統合保育園の関係では、その建物の関係、それに関する業者の関係で補正予算の質疑がされましたけれども、私は別な側面から伺っていきたいというふうに思います。

全員協議会の席上におきまして、前もって表明されまして、統合保育園は平成21年度の当初予算に計上するものではなくて前倒しで国の第2次補正関係では、今回のこの町におきましては補正予算で対応するというふうにして資料も示されました。国のこの景気の中で対応として出されてきました2次補正におきましては、示された資料にもありますように、急激な内外の金融経済情勢の変化に対応して、国民生活と日本経済を守るために取りまとめられた生活対策を実施するための措置なんだと。その一環として、この地域活性化対策と強い農林水産業の森林林業活性化対策、これが1つで、それが2億2,825万、これが林業・木材産業構造改革事業費と国・県の交付金として示されたわけです。地方公共団体の支援対策として、これが地域活性化・生活対策交付金として2億3,768万1,000円交付されて、今回の補正に計上されているわけですね。こういうふうを示されたように、今の経済情勢とこの悪化の中で雇用が創出されると、失業者が増大していると、人によっては寮から追い出されて住むところもないというような状況が、もうこれは甚大なものになってきているという中で示されたきたわけです。これが、統合保育園の建設費に使っちゃっていいのかという、この観点で私は質問していきたいというふうに思うんです。何でこんなことするのかと。これはちょっと拙速じゃないかと思うんですよ。名目幾らつけやっても、金使っちゃえば、じゃ、雇用対策はどうなんだということも出てくるわけですよ。

ですから1つ、私はこの統合保育園を建設しようと、こういうふうには補正予算を組んだということですけども、使用目的に沿ったものとはこれではほど遠いものになってしまうん

ではないかということが1点です。

それから、2点目は、金融危機とこの雇用の悪化に対応した地域のこの町の活性化・生活対策に沿ったものではなくてになってしまうのではないかとこの点です。私はこれに対峙して、生活支援の新たな制度創設と、そしてこの雇用対策ですね、また中小企業の支援ということで、中小企業の支援策として枠拡大も一般質問の中ではこれを提起したわけですが、一般質問の中ではそういうことは考えないという答弁だったので、この国の示した方針と違うことやっているんじゃないかというふうに思うんですよ。こういう本当の意味で雇用対策と生活支援対策をこの補正の中で考えなかったかどうかという点で、2点目を伺います。

この統合保育園に関して、そういう趣旨と違うことをやっているという点を私は強調したいというふうに思うんですけども、この点は明確にお答えください。

それから、これは13ページにかかっています。一般会計補正予算の13ページです。同じところに、定額給付金も計上されているわけですね。これは当町には3億618万円、これが給付金として、そのほかにも事務費補助費として972万が交付されると。この件ですけども、1つは、すべての人にきちんと渡すことができるのかという点での取り組みです。これは要綱でもって取り組まれますから、ほかに条例ないですね。これで示されたのが、この口座に入れるということで、ですから、全員協議会的时候に、私は、じゃ、口座持たない人はどうするんだということで聞いたら、現金で渡すというんですね。これがきちんとできるかどうかという点です。そこには今、話題になっていますドメスティック・バイオレンス、そういう人とか、あるいは派遣切りに遭って住むところもなくなったということで住所が定まってない方とかいる場合に、じゃ、その口座を持ってないということで、その人に現金を渡すといっても、どういうふうにして渡すんだという点が出てくるわけですね。その点を1つ伺います。

定額給付金については、消費税が増税になるということがもう前提なんですね。今度の定額給付金は、これはいわゆる埋蔵金として石油とかガソリンとかにかぶせて取っている特定財源のものを使ったの、これを財源にあわせるわけですけども、消費税増税がもう前提になっているわけですね。問題が多くて国会では反対が多く出ていて、国民でも75%はこの問題には反対だということがあるわけなんですね。しかし、国会で法律決めて、町の町民のところに来るときには、もう町民は権利としてとれるわけですから、支給されればそれはそれでいいわけですけども、国会と地方とはまた違うんで、私どもの対応も違うわけですけども、じゃ、問題はそういうところにあるんですけども、そういうふうに定額給付金の重

大な問題があるわけですが、そういう地域におきましても、そういう明確な問題が出ているわけですので、そのこのところを当町のこの関係でも全員協議会で示された万全策をとるということでやろうとしているわけですが、その上でもそういう問題がありますので、そのこのところを伺っておきたいというふうに思います。それが2点目です。

3点目は、補正予算の関係では8ページの、失礼、それじゃなくて、前に戻ります。一般会計における職員人件費の件で重ねて伺います。29ページです。

給与明細書の関係で、ここには突出して6,230万6,000円が共済費として示されているわけですが、ですから、人件費抑制といいながら、実質的には今度は6,401万1,000円が増額の補正になっています。1人あたりにしますと、職員の人件費はこの一般職で見ますと、1人当たりこの給与と共済費、合計しての1人あたりにしますと、職員の経費は1人当たり827万6,342円になります。1人の職員の経費がです。これは補正でこうなります。補正前は1人当たり801万1,834円になるんです。今度の補正で人件費はこのように増額になるんですね。その多くは共済費が、先ほど示されております6,230万6,000円が増額になるというところが出ていて、この点を、これはどういうことになっているのかということで伺います。

もう一つは、時間外勤務手当が今度の補正で増額になっています。186万6,000円、時間外手当がふえています。これは、どういう職種で、どういう理由で、こういう人件費抑制というこの行財政改革が進められる、その中でも主なものがそういうところに焦点が当てられて進められている中で、今度の補正ではこのように人件費増額と、その中でそういう職員手当の増額、中でも時間外の勤務手当が増額になっているという点、こういうことがありますので、そこを明解に伺っておきたいというふうに思います。

特別会計のほうではケーブルテレビの関係で伺っておきます。これは8ページです。

ケーブルテレビの8ページのほうで合併特例債の関係で伺います。

合併特例債は補正が減額の1億1,650万で、5億9,250万になります。この合併特例債は、今度の有線テレビ、今年度で終了しますけれども、どういうふうに使われたという点を示していただきたいというふうに思います。これが1点です。

それから、2点目は、県の自治体に対する支援策、いろいろ31市町村出されていると思うんですが、当町にはこのケーブルテレビが産廃処分場の関係で出されてきているわけですね。今年度終了するという関係で、この県の支援策について、ケーブルテレビの関係でどういうふうになっているか、2点目伺っておきたいというふうに思います。その点をお答えいただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） それでは、第1点目の統合保育園の財源として今回、国の第2次補正分の財源を充てたのは目的から外れているのではないかという質問ですが、今回の国の2次補正の目的は、急激な内外の金融経済情勢の変化に対応し、国民の生活と日本経済を守るため云々、実施するということをごさいます、大きく生活対策関連経費をまず対象にしますよと。それから、もう一つは、雇用対策ですね。雇用対策をしっかりやっていきますよというような2つの主な内容をごさいます。

前者の生活対策関係の経費の中で、またこれが1から7項目に分かれておりまして、1番が、家計緊急支援対策費ということで、これが定額給付金、当町でも当然ごさいます、定額給付金がこれに該当いたします。それから、2番目の生活安心確保対策事業、これは子育て支援関係、これが今回の補正でお願いしましたが、これに該当いたします。それから、保育所関係が2つ、統合保育園が2つほど入っておりまして、強い農林水産業の創出ということで国の補助金が入っています。これもこの2次補正の中にちゃんと該当しておりますし、当然これに伴って県補助金がついてきます。それから、もう一つ、統合保育園の交付金関係につきましても、地方公共団体支援対策費というのがございまして、これの中で交付金を使えるということになっておりまして、今回の統合保育園関係は、この2次補正の事業の中に全部入るということをごさいます。

ちなみに、今回の2次補正の分の事業は新たな事業ということで、前から、例えば9月からもう発注している事業等々については該当しないということをごさいます。

以上をごさいます。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 定額給付金の支給についてであります、当然基準日が2月1日となっております、当然その基準日に該当する方、全員の方に給付金が行くように町としましては努力をしてみたいと考えております。当然、支払方法につきましても、原則口座振り込みということで考えておりますが、当然口座がない場合につきましても、現金窓口払いという形になろうかと思っております。

なお、請求等がない場合にもできる限り追跡調査をしてみたいと考えております。

次に、人件費の関係でございますが、まず第1点が共済費6,230万6,000円ですか、この増額であります、これは今年度末で退職をします、勤奨によって退職をします17人分の特別負担金でございます。

それから、時間外手当でございますけれども、186万6,000円の時間外手当につきましては、今回の定額給付金の給付事務、さらには子育て応援特別手当事務という特殊な事務が入った関係で、本町におきましては職員が対応していくということで時間外にその事務を実施をするという考え方で計上したものでございます。

議長（小川洋一君） 高度情報化推進室長。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君） 合併特例債という件でございますが、数字的に申し上げたいと思うんですが、まず平成18年度に9,320万ほど、それから、平成19年度に4億2,970万、今年度補正させていただきまして5億9,250万、合計で11億1,540万の合併特例債を使わせていただきたいと考えております。

それから、県の支援策でございますが、これにつきましては馬頭地区のSTB、それから、小川地区におきましてはSTBと音声告知機、それから、小川地区の総務省の補助事業であります事業費の6分の1につきまして県の支援策を受けております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 統合保育園の関係では、3つの保育園を廃止して新しい保育園をつくるという、こういうことですね。ここに問題があるのは、定員に満たない3つの保育園は現在でも100名にもならない状況にあるというのが現実です。であるにもかかわらず、建設するのは120名規模の保育園を建設するという、こういう計画ですね。大まかな計画で5億円以上の経費もかけていくということで、先ほど石田議員からも質問が出ましたけれども、ひばり幼稚園を建設以上の費用をかけて、そしてそのような保育園を建てていくという、こういうことですね。しかも、21年度の計画が前倒しで、国からこの今の経済状況になった形での自治体はお金を使ったらいいだろうということで出されてくるのを前倒しで使っちゃうわけですね。だから、いろいろな私はひずみが出ていると思うんです。保育所3つつぶしていいのかという問題があるんですよ。私はこれも断固反対です。

こういう中で、私はそうすると、これを容認すれば保育所の保育士さんはどうなるのかと。建てられた保育所はそのまま幼児たちがこっちの新しい保育所に移っても、120名の定員の保育所をつくって90名足らずの子供たちが来るという、単純に考えればそういうことですよ。過大設備投資になるわけでしょう。5億円からの金を使って、そういう保育所を建てて、しかも、雇用創出を出さないで、目的が違ふと思われるような保育所を建てていいのかという問題になるんですけれども、これは今度の補正予算の関係でこういうふうに予算計上して

いる以上、この辺を明確にしなくちゃならないと思いますけれども、その点どういうふうにお考えになるのか伺っておきます。

それから、定額給付金の問題では、全国にはこれはもうすぐに支給できるように準備して、すぐに支給しているところが出ていますけれども、当町ではどうなんですか、これは手おくれになっていないんですか。なぜこういうふうな支給時期になってしまうんですか、これを2点目に伺っておきます。

それから、3点目は有線テレビの関係ですけれども、今は課長のほうから県の支援策では表面上のことが出ましたよね。県の支援策で特別に出てきたのは有線テレビを使って、県の産廃処分場を、この住民安全監視システムのために使いなさいよということで県の支援策を出してきたと思うんです。先ほどの県の支援策の中にはそういう話が出ておりませんけれども、私、情報公開でもって県から示された資料を見ますと、当町には最終処分場設置市町村支援事業として2億5,515万円を計上しているんですよ。今度のこの補正予算で、まずこの有線テレビの事業は、これで大体完了するわけでしょう。こういうことがありますけれども、今度の補正予算の最終的な合併特例債も含めまして、およそこれで事業完了ということになるこの時点におきまして、こういう県のこのやり方ということがあるんですけれども、これはどういうふうになっているんですか、3点目に伺います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 1番目の最初の保育所の関係ですけれども、この保育所を建設するに当たりましては、那珂川町保育所整備検討委員会が19年の9月に立ちあがりました。19年9月に第1回を開催して、それから、継続的に19年度末に多分答申が出たと、こういうふう覚えてますし、委員さんは当時の議会代表では、当時の議長さんたち、杉本さん、それから、鈴木和江さん、それから、川上要一さん、それから、行政区の区長さん、会長さんで区長さんの代表、そして関係施設代表というようなことで、ひばり幼稚園、中央保育所、保育園、そういうふうな関係者で協議をされて、その結論が統合すると、こういうふうなことでこの計画が建設計画に至ったと、こういうふうなことです。

特に今回の第2次補正の中で林業・木材産業構造改革事業ということですが、これは当町でご承知のように64%が林野面積であると、あくまでも町の基幹産業が農林業であると、そういうふうなことから、従来から町は木材需要拡大というようなことで積極的に木材事業に取り組んできていたところですし、今回の第2次補正でそういうふうな地方の声が今回の第2次補正の中には生かされてきたと、こういうふうと考えております。当然この事業

によりまして、関係者が今、議員が指摘のような雇用対策というようなことを言われていますけれども、この関係で多くの地元の職人さん等も雇用の場をこれに提供できるのではないかと、こういうふうなことから考えますと、現在の不況の中でこの事業というようなのは、国のそういうふうな今まで林業・木材構造改革事業なんて今までありませんでしたが、今度初めてそういうふうな地方の我々の痛みというふうなものが国が理解をしたと、こういうふうに私は感じております。

ですから、そういうふうな意味で町のほうとしても12月になって、急にこの2次補正の内容が提示されて、年末から年始にかけて担当課のほうでは、それこそ休日返上してもこの申請をして、今度の第2次の補正に間に合わせたと、そういうふうな経過もございますし、当然、今回の不況の中で当地域としては、この保育所の建設によって多くの住民がこの仕事にかかわれるのではないかと、このように考えておりますし、そもそもの保育所が計画についても議員は反対というようなことですが、多くの関係者が集まった中でこの3保育所を統合しようというふうなことでありますので、町のほうで最初から統合するという、そういうふうな考え方でなくて、将来に向けての那珂川町全体の保育所、幼稚園はどうあるべきかというふうな、そういうふうな検討会でスタートされたというふうなことです。この議会の中でも3人の議員さんがこれには出席をされていると、こういうふうなことです。いわゆる住民サイドからの声を町のほうとしてはそれを町政に反映をさせていると、こういうふうな考え方でやっておりますので、議員とは少し考え方が違いますが、そのようにご理解いただきたいと思っております。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 定額給付金の関連でございますけれども、定額給付金の関連法案が3月4日に成立をしたわけでございます。当町におきましては、準備は進めておりましたが、3月4日から具体的には動き出したということでございまして、当町におきましてはTKCのほうに業務委託をして、住民基本台帳等との突合を進めていくということで考えております。そんな関係上、栃木県におきましては、ほとんどの市町村が今月末までには送付ができるのかなと考えております。したがって、町村によっては早く支給をしている市町村もございまして、当町におきましては4月の中旬ごろになってしまうのかなと考えております。

議長（小川洋一君） 高度情報化推進室長。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君） 県の支援策でございまして、この支援策の補助金の名

称なんでしょうが、栃木県ケーブルテレビ施設整備事業費補助金というのがございまして、その一部改正がございまして、那珂川町が支援策として補助金を受けるという内容でございます。この補助要綱を見ますと、交付の目的が文化教養、情報等多様な情報の提供を通して情報化の均衡ある発展を図るために交付するんですよという内容でございます。交付額については、先ほど申しましたとおり端末機については2分の1、それから、総務省、小川地区の総務省ですが、総務省の国庫補助事業でございますが、その補助事業の6分の1、馬頭と同じです。馬頭、農水省と同じ考え方なんです、その考え方でその6分の1が交付されるという内容でございますので、よろしくご理解願いたいと思います。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 私は雇用創出、あるいは住宅対策、あるいは森林組合を主要な業務請負とした林業の活性化、そういうことの相対的な町内の活性化と雇用安定と、住民の収入増大というような形で、本来の第2次補正の国が取り組んだ地方への交付金というものを当町も十分活用される、そういうものに今度の補正予算に示されました保育所に使うお金ですね、そういう拙速さを避けた本来の交付金使用をすべきではないかということ強く思います。

町長のというような形で交付金というものは、私は今のまま進めていけば生かされないんだというふうに思うんです。町の福祉センターとか、ひばり幼稚園だとか、給食センターは、大手の、あるいは準大手の企業が請け負えば町長が言うようなものにはならないということは明らかですね。だけれども、交付金の使い方も、今度のこの補正に出されたような形で使えば、私は町長の言うようなものにはならないということ。そういうふうな強く感じるわけです。

2つ目のこの定額給付金につきましても、私はやはり町民の権利ですから、一日も早くもらえるように真剣に町は取り組むべきであったというふうに思うんです。今からでも一日も早く届くような取り組みをお願いしたいと思います。

最後に有線テレビのことですけれども、それでは、今の課長の答弁では、今度の締めくくりに有線テレビの事業関係では、県が予算に計上しております県営最終処分場の住民監視システムとして利用するための情報通信基盤の整備に対する助成を行うということで、予算額2億5,515万というのは、これは手がつけられていないということになるわけですね、最後にお聞きをいたしまして、質疑を終わります。

議長（小川洋一君） 高度情報化推進室長。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君） 県においては、先ほど大森議員がおっしゃったとおり、2億5,000万が予算計上されているというように考えておりますが、那珂川町におきましては、ごらんのとおり補正予算、それを見れば一発でわかるかと思うんですが、今回1億9,821万7,000円の額を県の支援策として交付を受けるということでございます。よろしくお願ひします。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

橋本 操君。

10番（橋本 操君） 21ページの統合保育園建設事業についてお伺ひいたします。

この保育園は構造上はどのような構造かお伺ひします。例えば、土台があるとか、柱がある、けたがある、はりがある、そのような建物なのか。また、そのような建物であれば乾燥材とかという問題が出てくると思うんですが、それとあとは内装の問題ですが、例えば床をどのぐらいは八溝材、地元産材を使うのか、また壁、天井等もそういうものを使う考えているのか。いれば構造上は、構造物は使用木材が何立米ぐらいあるのか。また、床、天井、壁、これを板材ですか、これを含めるとこれは何平米ぐらい予定しておるのかお伺ひいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 構造的には木造建築です。ですけれども、今の段階でまだ、今、議員に言われるような詳細については私も把握しておりません。いわゆる設計図が正式に町のほうへ提出されておられませんから、だから、提出をされた時点でよくごらんいただきたいと思ひます。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

10番（橋本 操君） 今の答弁ですと、私はこの4億4,734万ですか、この数字はどのように出てくるのか理解に苦しむんですが、答弁お願ひします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 現時点で4億4,700万を予定しているということです。本体工事のほかに造成費、それから、用地取得、そういうふうなものも入っていますし、それから、地球温暖化対応で太陽光発電やなんか、そういうふうな従来の施設とは違う施設になってくるのではないかと、特にゼロ歳児とか乳幼児のそういうふうな子供を預かるというようなことで、ひばり幼稚園とは少し内容が違ってくるのかなと、こんなふうにお思ひます。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

10番（橋本 操君） 私が思ひますのは、私だけでなく、ここにいる議員各位の皆さま

ん、また町職員の皆さん、例えば自分の建物を建てるのに、どんな構造で、どんな感じになるのかというのが、私は常識の問題だと思うんです。例えば用地を買うために何平米で、何件の方々からご協力願うということで、平米数から全部出て、議会のほうに出たと思うんですね。今度は金額が違うんですよ。億単位のもので細かいこともわからないで認めるというのが、ちょっと私は無理じゃないかと思うんですよ。先ほども石田議員さん、大森議員さんからも質問があったと思うんですが、私は当然だと思いますよ。自分の建物がどんな構造で、どんなふうになってやっていくんだかわかんないで、私はそれで予算に賛成しろといわれても、なかなか難しいんじゃないかと思うんですが、反対するつもりはありませんけれども、ちょっと余りにも議員各位を軽視しているんじゃないかと私は思いますよ。議員の皆さんも多分私と同じような考えだと思うんですが、でなければ、町民の皆さんの理解を得られないと思いますよ。できちゃってから、こんな建物だったのか。それで皆さん納得できますか。私はできないと思いますよ。私の考えが間違っているか間違っていないか、答弁願いたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 町としては、先ほど申し上げました検討会のそういう結論を得てから、そういう答申を得てから計画をする。計画をするわけですけども、町としてはそういう専門職がありませんので、県の建築技術センターというところがありますが、県の出先であります。その建築技術センターのほうと担当課のほうで協議をして、そうしてから設計の入札をかけると。入札をかけて入札をして業者が決まって、現在設計中であるということですし、基本的には、ただ木造建築でやってほしいと、こういう要望だけ出してあります。それについて、じゃ、柱を杉を使うとかヒノキを使うとか、そういうふうなことは我々は申しておりません。あくまでも県の建築技術センターのアドバイスを受けて、設計入札をかけているということですから、だから、それは従来の馬頭のひばり幼稚園等、そういうふうな方式でやっていますので、ひばり幼稚園をやったときと、ほとんど内容的には変わってありません。ですから、ひばり幼稚園のときにも町内の業者の方が材木なんかはほとんど入れたんだと思います。そういうふうなことで請負業者にもそういうふうな要望して、あとは業者さんと施工業者が協議をして、ああいうふうなものが完成したというふうなことから、我々はあくまでも事務的のといえは事務的かもしれませんが、正式にそういうふうな段取りをして今日までできたというふうなことから、だから、橋本議員が言われるように、議員の皆さんが納得されるとかされないとかというような問題とは別に、執行部は執行部として

淡々とルールに従ってやってきていると、こういうことです。

議長（小川洋一君） 橋本さんは3回言ったんです。

ほかにありませんか。

桑原勇一君。

13番（桑原勇一君） 今、各議員から話になっている統合保育園ですけれども、これは定員が120名ということですからけれども、ゼロ歳児から扱うということなんですけれども、これは22年の4月からだと思わうんですけれども、そのときに定員の120名に達するかどうか、その辺、ゼロ歳児といってもそんなにいないと思わうんですけれども、その辺どのようにその定員の120名にするのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

また、今回のこの統合保育園ですね、当然ゼロ歳児から扱うということなんで、その設計時点で当然幼児が使いやすいようにするのが当然だと思わうんですけれども、その辺の配慮はどのように考えているのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

それと、23ページなんですけれども、林業費の林業総務諸費の300万なんですけれども、これはチェーンソーを買うと言ったような気がしたんですけれども、この辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、その下にふるさとの森公園管理費の35万減になっておりますけれども、これはカヤぶき屋根の屋根を修理したのかなと思わうんですけれども、ここはカヤぶき屋根が2棟あるんですね。1棟はきれいに整備されましたけれども、あと1棟は今後どのようなふうにするのか、もしわかればお願いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 定員の120人ですけれども、これはゼロ歳から5歳児までということですが、現在は幼稚園がひばり幼稚園と小川と2つありますですね。それを将来はこの検討委員会の中での意見も出されたわけですから、幼稚園は統合すると。ひばり幼稚園一本化する。そういうふうな意見もありましたし、そういう面からすると、現在小川の幼稚園が60何人かということですから、そういうふうに将来のことも考えて、今回120名になったと、こういう経過があります。

それから、そういうふうな面での子供の配慮をしたかということですから、当然この委員さんの中には、参考までにちょっと名前を申し上げますと、議会から杉本益三さん、鈴木和江さん、川上要一さん、地区代表で区長会で鈴木紀六さんから小高忠夫さん、石川糸和さん、江面則正さん、石川康友さん、福田さん、影澤さん、武石さん、橋本さん、福嶋さん、

時庭さん、石川さん、穴山さん、大森さん、田代さん、高野孝雄さん、鈴木ハルエさん、露久保輝雄さん、吉澤宏さん、佐々木文子さんというような方々で検討していただいたわけですから、十分この皆さんの要望に従った、そういう声を最大限に取り入れたと、それがいわゆる太陽光発電の20キロワットであるとかオール電化施設、それから、自然採光、自然環境を生かした省エネに配慮した施設、建物の高さを抑え、周辺の田園風景と調和した外観、使用する電線類はエコケーブルを使用、高効率照明器具、高効率電気ヒートポンプ熱源の採用というようなことが織り込まれておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 2点目の質問なんですけれども、23ページの5款2項1目の林業総務費の補正の額なんですけれども、300万と言われたんですが、30万の……。これにつきましては、森林組合のほうで実施しております緊急雇用対策に対して補助するものであります。チェーンソー5台、それと草刈り機5台に対する森林組合に補助するものでございます。この補助につきましては、雇用対策で仕事に来た人が、森林組合のやり方では機械を持って作業に入ってもらうことになりまして、その雇用対策でお金がなくて仕事を探してきた人に対して、チェーンソーも持ち込みで入ってくださいよというとなかなか大変なんで、そういう場合に森林組合のほうで機械を貸し出して仕事してもらおうと、そういうふうなことで森林組合のほうに雇用対策として補助するものであります。

議長（小川洋一君） 支所管理課長。

小川支所管理課長兼産業建設課長（佐々木香君） ふるさとの森のもう1棟分のわらびき屋根を今後どうするかというようなご質問でございますが、現在、21年度についてはいろいろ検討した結果、なかなか財源が見つからないので、22年以降に補助事業を見つけまして、改修に向け、今度検討したいと思います。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

13番（桑原勇一君） 統合保育園のほうは、今、町長が答弁ありましたけれども、ぜひそのように、非常に各議員もこの保育所に関しては関心を持っておりますので、ひとつこれからもきちんとした説明云々をそのたびにやっていただきたいなと、このように思います。

森林の総務費のチェーンソーの件なんですけれども、これはチェーンソー5台の草刈り機5台ということなんですけれども、私はこのチェーンソーが幾らぐらいするのかわからないんですけれども、30万の補助でこの5台の5台が買えるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

また、森林公園のカヤぶきの屋根ですけれども、21年度はやらないと。22年度以降に考えていくというような話がありましたけれども、今、見た感じではかなり屋根が傷んでいるのではないかなと思うんですね。これを22年度になって考えるというのは、非常に今でも傷んでいるのに、あと1年、2年置くと、あのままで置いたんでは雨漏れがするのではないかと、このように思うんですけれども、あれを屋根をふくのか、またあれを何らかの形で一つにするのか、そういったことも考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今のカヤぶき屋根ですが、ことしたまたま1棟改修をして、もう1棟があるわけですし、確かに議員指摘のようにかなり傷んでいます。これから、ああいうふうな形のカヤぶき屋根を保存していく、維持していくというのは大変厳しい状況があるのかなと思います。今度のあそこの現場で話を聞いてみますと、十五、六人の職人さんが屋根に上がってやっていますが、一番年寄りには82歳で、一番若い方が62歳なんです。全部会津から来ているんですね。なかなか会津でも、もうそういう出稼ぎの職人さんが今、非常に少なくなってきたというふうなことで、これからますますコスト的には相当高いものにつくのではないかと。それから、屋根の材料もこの辺でとれないので富士の山麓の米軍の演習場からわらも持ってくるというようなことで、以前と違って大変ああいうふうなものは趣としては素晴らしいんですけれども、維持管理をしていくということが非常に難しいのではないかなと、そういうふうな意味では、現在の2棟を場合によっては1棟は取り壊すというふうなことも考えなくてはならないと思いますし、その辺のところは議会の議員さんとも十分に協議をして、これからどういうふうな対応、今後とも継続してやっていくか、それとも取り壊しをするかというふうなことを、そういう協議の時期に来ているのかなというふうなことで、この間、現場で職人さんと話しながら、そんなことを考えて戻ってきたところです。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） チェーンソーの単価でございますけれども、大体1台当たり8万円で、5台買って40万円、あと草刈り機については4万から5万ぐらい、見積もりでは4万円で5台で20万、合計で60万になりまして、その2分の1を補助するものであります。

〔「終わります」という人あり〕

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） この今の森林組合の件ですけれども、これは去年の暮れからいわゆる雇用対策として、どうあるべきかと、特に今、森林組合は非常に森林整備というのが国・県

で積極的にやられていますので、いわゆる技能労働者が少ないと、担い手不足というふうな状況なもんですから、じゃ、何とか町のほうでも支援をして、そして、失業者の中で健康な方にはぜひ山林労務の担い手になってもらおうと、そういうふうな意味で何回か森林組合と協議をしていたところですが、そういううちに県のほうでも講習会の費用は県が持つとかというようなことで、そういうふうなこともあったものですから、町のほうでは、じゃ、チェーンソーとピーバーを購入して、それを森林組合にお貸しして、雇用対策を図ってもらおうというようなのが、そもそものこの予算をとったというようなことは、そういうふうな背景がありまして、去年の暮れのうちから雇用対策というようなことは森林組合と何回も話し合いをした経過があります。

議長（小川洋一君） ほかに質疑ありませんか。

川上要一君。

8番（川上要一君） 関連して1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

ただいまの町長からの答弁でもありましたように、あの当時の保育所等総合整備検討委員会でしたね。議長以下30人出席させて、慎重に審議してきました。それで町のほうに答申という形で統合で行こうということで答申をいたしました。

そこで、1点お聞きしたいんですが、答申した後、今回設計が外部に委託されているわけですが、その委託前の段階で現場の保育士の責任者とか、そういう等の慎重な会議があったかどうかをお聞きしたいと思います。というのは、昨年9月で一般質問をさせていただいたんですが、その段階で近隣市で新しく新設された保育園をちょっと調査してお話を伺ってきました。本当にすばらしい施設ができたんですが、本当にできてから、こういうふうにしておけばよかったということが何カ所か出ましたと。ですから、やはり後では間に合わないものですから、設計の段階で現場に働く保育士さんの意見が入ればなということは十分に考慮したほうがいいですよというような園長さんのお話でありました。そういうことですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 答申が出た後の細かい設計委託の前ですね、後といたしますか、現場の保育士のかかわりはということなんですけれども、これについても建築の検討委員会ということで、そういう場を設けて、保育士、それから、子供たちの保護者、それから、児童委員の皆さん、それから、技術センターに入っただきまして検討をいたしまして、皆さんのご意見をいろいろ入れて平面図的にはつくり上げたということでございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

8番（川上要一君） そういういろいろな関係の現場の声が入っているということを聞いて安心しました。

以上、終わります。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

益子明美さん。

3番（益子明美君） 1点だけお伺いいたします。

先ほどから統合保育園の建設事業で皆さん聞かれていますので、手短かに聞きたいと思います。

さきの全員協議会の際に、今回の第2次補正によって、この統合保育園事業が関連性があるということで交付金を受けられることになったので合併特例債を使わないで済むよう、補正予算をそれに充てて組みたいというお話でしたので、地方債は起きないものだと思っていたんですね。これは私の勘違いなのかどうか、全員協議会の際では合併特例債を使わずに、こういった事業ができるということをおっしゃっていたような気がしたので、この起債の内容ですね、それと統合保育園に関する事業の総予算と財源内訳を教えてくださいたいと思います。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） 統合保育園の財源ということでございますので、現在予定している財源を申し上げます。

国庫補助ですね、先ほど出ましたが林務関係の補助が県事業と県補助金と合わせた額でございますが1億9,025万でございます。失礼しました。別々になります。1億9,025万は国の補助金のみでございます。それから、県補助金が3,800万、それから、交付金が1億5,200万、それから、一般財源209万でございます、その残りが合併特例債を使うということになります。というものは、この事業の中には補助対象とならないもの、例えば外構工事、それから、備品なんかでも幾つか補助対象にならないものが出てくると思いますので、そういうものの財源に充てるための合併特例債を充てることとしまして、その合計が4億4,700万という数字になります。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） そうしますと、合併特例債の予算は合計で幾らですか。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） すみません、ちょっと今、計算します。3,580万になります。

合併特例債の合計が3,580万です。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 今回の地方債補正で、補正後は6,880万円になっているんですよね。なので、これは全部合併特例債ではないということですか。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） これは補正前の限度額3,300万という数字がありますね、3,300万。これは今回の2次補正の以前に、9月だっと思うんですけども、9月と12月に土地代、それから、造成費を補正予算でお願いしてありまして、この分の合併特例債に充てる部分でございます。ですから、今回はこのふえた部分、右側の補正後の6,880万の差額が今回の2次補正分の本体工事等に係る部分の合併特例債ということになります。

〔「トータルの合併特例債は6,880万ということですね、そうですね」と言う人あり〕

企画財政課長（大金佳宣君） はい。

〔「トータルでお聞きしたかったんです」と言う人あり〕

企画財政課長（大金佳宣君） 失礼しました。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

薄井和平君。

15番（薄井和平君） 保育所関係はかなりあれしたんですが、別な角度で保育所でなく、一般会計の22ページの健康増進事業費、このことについてちょっと伺っておきます。

補正で440万減額しているんですが、これは私の考えでは、健康診断を受けるときにこの個人負担ができましたよね。その関係でこれ受診者が減ったのかなということなんで、19年度と20年度の受診者の数を教えてください。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 健康増進事業の額の減額につきましては、平成20年度に健診の制度が変わりまして、特定健診という制度になりました。そういう中で社会保険に入っている方はきちり社会保険のほうでやってくださいというふうになりましたし、被扶養者の方については去年までは町で見えていたものも社会保険のほうでちゃんと受診券を持ってきてやってくださいというふうになりましたので、そういう意味で19年度に比べますと受診者が減ったということでございます。人数的なものは持っておりませんので、後日お知らせしたいと思いますので、ご了解ください。

議長（小川洋一君） 薄井和平君。

15番（薄井和平君） すると、現在把握している分では有料化されたから受診者が減ったというあれは把握していないということですか。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） これはなかなか難しい問題ではありますけれども、20年度から個人負担を取ったということもございますし、そういった制度が変わったということもございますので、明確な理由というものがちょっと把握しづらいというところでございます。

議長（小川洋一君） 薄井和平君。

15番（薄井和平君） これは企画のほうで組んでいるあれでは、あれもこれもでなく、あれかこれかというあれですね。そういう点からいっただらば、この健康増進なんていうことは、あれかこれかのほうへ入るんだと思うんですが、今後この有料化で受診が減るようならば考え直していただくようにお願いします。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

会議時間の延長

議長（小川洋一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 私は、議案第19号の中に、今さんざん論議されました統合保育園の関係におきまして、賛成しがたいですので、反対討論を行いたいというふうに思います。

当初、私が指摘しました政府の第2次補正におきましての当町への交付金、この関係で目

的に沿った使用のされ方がしてないんじゃないかという点を、まず指摘しておきたいというふうに思います。

本予算の補正予算、一般会計ですけれども、補正予算の主要な目的、これはほかの会計におきまして、平成20年度の歳入歳出におきまして、ほとんど確定したものについて整理する形で提起されてきたものだというふうに思うんです。この一般会計におきましては、この今の政治状況、経済状況から出てきた問題、雇用の問題とか景気悪化の問題です。これは政治災害と言っても私はよいと思うんですけれども、この金融危機と、この未曾有の雇用悪化、急激な形で出現してきて、景気が大幅に後退してきている。急落しているこの状況、そこに当町が、政府も手をこまねいているだけではなくて第2次補正という形で出してきたものにこたえていかなくちゃならないというふうに思うんです。当初予算に組まれるはずであった統合保育園は、前倒しでもってこれに対応した形で使ってしまうと、こういう形になっているわけですから、私は真の意味で政府のねらいと町の対応というものはがちりかみ合ったものになっていないというふうに私は思っています。本当の意味で、当町の中小企業、あるいは各種事業を営む方々等、労働者を初め、仕事をしている方々のその中では失業したという方もいると思うんです。そこにマッチした形で、この第2次補正予算で交付されてきたものを充てなくちゃならないはずなわけなんです。私は余りにも統合保育園のこの施策というものは拙速すぎる、こういうものはあるというふうに感じています。

一般質問の中でも提起してきました生活資金のこの融資制度の新たな設置と、あるいは中小企業の融資制度のこの枠拡大、こういうものを初めといたしまして、実態に合った形で、この一般会計の補正予算におきましても使用すべきだというふうに考えます。地域活性化・生活対策臨時交付金、その大半を合併特例債を使わないでその交付金を保育所建設に使ってしまうと、私は、これでは地域活性化も町民の生活の安定策もなるはずがないというふうに思っています。

一方、この施策を実行しようとするれば、再三指摘しますように3保育所がなくなるわけですね。そこに働く保育士さんや諸関係の方々の仕事、これがなくなる。雇用の場が狭まってしまうということになっていくわけです。地域にある各南と中央と、そして、その3つ目の小川地区の保育所がそれぞれみんななくなっちゃえば、身近にあった保育所において地域の方々が、本当にお母さんを初めといたしまして保護者の皆さんが本当に近くであって歩いてでも子供を送り届けるような形で存在していたものが消えてなくなると。幾ら交通手段が発達したといっても、おばあさんの手に引かれて保育所に連れていくというような、そういう

ことには今度はできなくなるわけですね。そんなに交通手段が発達していても、身近に保育所がなくなれば不便きわまることは、もう間違いありません。そういうことから見ましても、保育所つぶしと雇用の場を失わせる、そういう施策について、私は賛同する、そういうことはできません。

一般会計におきましては、そのことを初めといたしまして、予算を組み直して真の雇用対策、失業対策、町独自の仕事おこし、あるいは私、一つの例として示してきました、住宅のリフォーム制度、これは思うに、その事業を起こせば、いわゆるひとり親方と言われる方々がいろいろな側面で仕事ができるわけです。

〔「議事進行」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 簡潔明瞭をお願いします。

17番（大森富夫君） 議事進行じゃないよ、反対討論やっているんで、議事じゃないよ、今は反対討論やっているんだよ。

議長（小川洋一君） 討論は簡潔明瞭をお願いします。

17番（大森富夫君） きちんとやっているわけですから、余計なことは言ってないんですから、町内の各種ひとり親方の仕事づくりなどに町がきめ細やかに手を尽くしていくような形で第2次補正のこの交付金の有効な使い方をしていくべきだというふうに思っております。この雇用確保と町民の生活安定、そこに正面から寄与するような補正予算の組み替えをしっかりとやるべきことを要求いたしまして、議案第19号に反対する討論といたします。

議長（小川洋一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

ありませんか。

川上要一君。

8番（川上要一君） 8番、川上要一、賛成の立場から討論させていただきます。

統合保育園は、一昨年ですか、那珂川町の保育所等統合整備検討委員会で慎重にいろいろな形の方々が出席して統合保育園でいこうということで答申をして、町でその後の検討をしておりました。その結果、相当規模が大きくなるものですから、これは相当合併特例債とか、大きな規模で起債を起こすようかなと心配をしておりましたが、昨年の12月、2次補正が発表され、その補助事業計画に町で間に合わせてくれたと。そういうような観点から、合併特例債は3,580万の起債で済むというようなことがありました。この統合保育園ができれば、交通上の問題から、アクセス等の問題から、現在の旧小川町だけでなく那珂川を挟んで多くのゼロ歳児からの保育児のを高度なサービスが受けられると確信をしております。

以上から賛成をする立場で討論しておきます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「議長、お願いします」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） はい。

17番（大森富夫君） 発言中の発言妨害はきちんと注意をしてください。

議長（小川洋一君） わかりました。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第19号 平成20年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成20年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成20年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成20年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（小川洋一君） 起立全員と認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成20年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成20年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成20年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成20年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成20年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成20年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は17時15分といたします。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 5時15分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

議案第29号及び議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第29、議案第29号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について及び日程第30、議案第30号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第29号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について及び議案第30号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、提案理由を申し上げます。

平成21年3月23日から二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する廃置分合が行われることに伴い、3月22日をもって栃木県市町村総合事務組合から二宮町を脱退させ、同組合を組織する地方公共団体の数を減少する規約を変更するものであり、二宮町が脱退後の構成団体は45団体とするものです。

また、真岡市と二宮町の廃置分合に伴い、二宮町が同組合から脱退することとなるため、同組合の共同処理する事務のうち、同組合同規約第4条第4号に規定する議員公務災害補償の事務に係る財産処分については、二宮町の脱退にかかわらず栃木県市町村総合事務組合に帰属させるため、関係地方公共団体と協議するものであり、地方自治法第290条の規定により、提案するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第29号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第31、議案第31号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第31号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年3月23日から二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する廃置分合に伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、規約第7条第1項中、広域連合の議会の議員の定数を「38人」から「37人」に変更するもので、地方自治法第291条の11の規定より議会に議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号～議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第32、議案第32号 平成21年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第33、議案第33号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第34、議案第34号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計予算の議決について、日程第35、議案第35号 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第36、議案第36号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第37、議案第37号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第38、議案第38号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第39、議案第39号 平成21年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第40、議案第40号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について及び日程第41、議案第41号 平成21年度那珂川町水道事業会計予算の議決についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第32号から議案第41号 平成21年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政の執行に当たって所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨についてご説明を申し上げますので、議員皆様並びに町民各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、那珂川町の町長として就任以来、町民と一体となったまちづくりを念頭に置き、公約に掲げました町民参加のまちづくり、活力ある産業の振興、地域で支え合うやさしい福祉社会の実現、教育文化の充実、自然との共生を施策理念として町政に当たってまいりました。特に地域の声、町民一人一人の声を町政に反映させるため、各地域での行事や各種団体の会合などに積極的に足を運び、町民の皆様との対話を大切にしてきたところであります。

現在、那珂川町総合振興計画のまちづくりの基本目標として、「豊かな自然と文化にはぐくまれ やさしさと活力に満ちたまちづくり」を基本テーマに、「安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり」「笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり」「人を育て未来を拓くまちづくり」「人がにぎわい活力あるまちづくり」「豊かな自然と共生するまちづくり」「改革への道」の6つを基本目標に掲げて施策を進めております。

さらに、3大重点プロジェクトの1つ目であり、地域高度情報化推進プロジェクトにおいては、今年度、ケーブルテレビの高度化のインフラ整備が完了することから、このネッ

トワークを活用したソフト事業として学官連携事業を通して、自主放送番組の充実はもとより、地域資源の掘り起こしや新たなサービス事業の研究等につなげていきたいと考えております。

また、2つ目の自然・環境との共生推進プロジェクトにおいては、環境基本計画策定がほぼ完了し、今後はその具体的な実行と調査研究をスタートさせることとなります。この豊かな自然を守り、環境の保全、循環型社会の形成などを実行に移すもので、町内の不法投棄の防止やごみの減量化、さらには地球温暖化対策等を進めてまいります。

3つ目の行財政改革プロジェクトにおいては、行政改革大綱及び推進計画に基づき、平成18年度から実施しておりますが、引き続き本年度においても健全財政の確保を図る上で着実に進めてまいります。

平成21年度においては、この総合振興計画の基本目標及び3大プロジェクトを踏まえつつ、最近の急激な経済情勢の悪化に対応した景気雇用対策を緊急重要課題ととらえ、国・県の動向や地域住民の声を十分拝聴しながら、その対応策をできる限り予算に反映させていきたいと考えております。

まず、その緊急経済対策の一つは、小川地区の統合保育園建設であります。今年度の3月補正予算で前倒しして実施をいたします。また、新年度の重点事業として小川中学校校舎耐震補強工事及び体育館建設に向けての事業に取り組み、生活基盤の整備として9路線の町道整備のうち3路線を新たに着手することとしました。さらに、雇用対策として臨時職員の直接雇用をする緊急雇用創出事業、「農ある田舎暮らし高手の里」の整備などの定住対策事業、中小企業への制度融資枠の確保、妊婦健康診査及び不妊治療の助成の充実を重要施策として取り組んでまいります。

次に、平成21年度の財政方針であります。お手元に配付しております説明資料の1ページをごらんください。

現在、我が国の経済情勢は、世界的な景気後退が進む中、国・県では国民生活と日本経済を守る観点から、当面は景気対策を第一に経済財政政策を進めるとしてあります。さらに、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、財源配分の効率化、重点化を進める必要があるとし、地方団体の自助努力を促していくとしてあります。

このような背景の中で、那珂川町の近年の財政状況は、歳入面において、国から地方への税源移譲があったものの、所得譲与税の廃止、国からの交付金、臨時財政対策債の減少などから、財政調整基金の取り崩しで対応しており、依然厳しい財政運営を強いられております。

平成20年度の交付税においては、地方再生対策費の創設等により13.7%の増となりました。来年度の交付税においても地域雇用創出推進費の創設で3.2%の増が見込まれるものの、急激な景気の低迷や固定資産税の評価替えなどから、自主財源の減収が予想され、なお一層の行財政改革の推進に努め、財政の健全化を図る必要があります。

3ページをごらんください。

財政構造の概要を申し上げますと、自主財源は29億6,555万2,000円で、構成比は40.1%、依存財源は44億2,444万8,000円で、構成比は59.9%となっております。

次に、歳出の性質別内訳を申し上げますと、投資的経費は5億4,630万5,000円で、構成比は7.4%、消費的経費は45億6,050万7,000円で、構成比は61.7%、その他の経費は22億8,318万8,000円で、構成比は30.9%となっております。

次に、基本的な考えを含めまして、主要施策の概要を説明いたします。

説明資料の4ページをごらんいただきます。

まず、1の安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくりであります。 (1)の都市基盤の整備、の道路の整備では、街なみ環境整備事業として、街路灯の設置、修景事業補助を行うこととしました。町道新設改良事業は、8路線の改良舗装工事を継続して実施するほか、都新道線、金谷線、梅曾上西線の3路線を新たに着手いたします。地方道路交付金事業の大山田立野線は5カ年計画の5年目で、改良工事を継続して行うものであります。

(2)の生活環境基盤の整備、の下水道整備では、合併処理浄化槽設置整備事業として、本年度も60基を予定しております。の情報通信基盤の整備では、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金で、新たなケーブルテレビサービスに伴う管理運営費であります。

2の笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり、(1)の医療・保健の充実では、健康管理センターを拠点として、乳幼児からお年寄りを対象に、各種保健事業、健康づくり事業を行うほか、妊婦健康診査の助成を8回から14回にふやしました。

(3)の児童福祉・子育て支援の充実では、児童手当の支給、放課後児童クラブや保育園の運営費のほか、第3子以降の保育料半額免除など、新たな子育て支援事業を実施いたします。

3の人を育て未来を拓くまちづくり、(1)の学校教育の充実では、那珂川町の学校教育の推進経費のほか、バス通学を希望する全児童を対象に、引き続き通学費を助成することとしました。また、馬頭小学校の空調設備、小川南小学校の屋上防水工事のほか、小川中学校校舎の耐震補強工事及び体育館の設計等を行うこととしました。

(4) の文化の振興では、広重美術館、郷土資料館、なす風土記の丘資料館の運営の充実を図るほか、芸術文化活動の充実や団体の育成に取り組んでまいります。

(5) の国際交流の推進では、青少年海外体験学習事業として、引き続きホースヘッズ村へ団員を派遣するほか、国際理解活動の充実を図るため、国際交流事業を推進していきたいと考えております。

4 の人がにぎわい活力あるまちづくり、(1) の農林業の振興では、県単農業農村整備事業として、頭首工改良ほか2カ所を新規事業として予定しております。このほか森林の保全のため、とちぎの元気な森づくり事業や松くい虫防除事業を進めるほか、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業を継続して実施いたします。また、イノシシ肉加工施設の運営、定住促進団地整備事業、高手の里の整備を新規事業として取り組みます。

(2) の商工業の振興では、急激な経済の悪化に伴う措置として、離職者の雇用の場の確保を図るため、事務及び作業補助員数名を臨時職員として採用する緊急地域雇用創出特別交付金事業に新たに取り組めます。また、従来より実施しております中小企業の預託基金制度を継続し、中小企業等への支援に努めます。商工業の振興助成では、新たな試みとして地域の温泉水を利用したトラフグの養殖事業を支援してまいります。

観光の振興では、各観光施設の維持管理経費のほか、道の駅、地域情報発信施設を中心とした観光や地域情報のPRのための経費、観光協会への支援経費などを計上しました。

(4) の地域間連携・交流の促進では、愛荘町、美郷町との姉妹都市交流を考えております。

5 の豊かな自然と共生するまちづくり、(2) の生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみの収集運搬及び処理を行うものであります。

6 の改革への道、(2) の住民参加・協働の推進では、協働によるまちづくりを推進するため、モデル地区として富山、盛谷、和見地区に引き続き助成を行うものであります。

次に、特別会計予算について説明をいたします。

まず、国民健康保険特別会計であります。予算総額は20億400万円で、前年度に比較して4,800万円、2.3%の減となりました。医療費給付費のほか、後期高齢者支援金等であります。

次に、老人保健特別会計であります。予算額は500万で、前年に比較して1億6,400万円、97%の減少となりました。これは、後期高齢者医療制度が施行されることによるもので、平成22年度までは医療費の遡及請求権があることから、引き続き設けておくものであります。

次に、2年目となります後期高齢者医療特別会計であります。予算額は1億7,250万円、前年に比較して300万円、1.7%の減となりました。後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。予算額は11億6,000万円で、前年に比較して5,000万円、4.5%の増となりました。介護サービスにかかわる保険給付費が主なものであります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。予算額は3億5,000万円で、前年度に比較して13億7,700万、79.7%の大幅な減となりました。これは、馬頭地区及び小川地区の高度化事業の整備がほぼ完了することによるものであります。ケーブルテレビ施設の地上デジタル化やインターネットサービスなど、新たなサービス事業に要する経費を計上いたしました。

次に、下水道事業特別会計であります。予算額は3億2,900万円で、前年度に比較して1,200万円、3.8%の増となりました。馬頭地区の室町、田町地内の管渠工事のほか、施設の維持管理費であります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。予算額は4,600万円で、前年度に比較して100万、2.1%の減となりました。施設の維持管理が主なものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。予算額は1億6,500万円で、前年度に比較して300万円、1.8%の減となりました。施設の管理運営費のほか、山崎、谷田地内の配水管布設等の経費を計上いたしました。

次に、水道事業会計について申し上げます。予算の総額は3億7,262万5,000円で、前年度に比較して1,846万、5.2%の増となりました。上水道事業については、平館地区及び前山地区の老朽管更新のための配水管布設がえ工事及び水源確保のための井戸の掘削費であります。

東部地区簡易水道事業においては、谷川地区の配水管布設がえ工事などを予定しております。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しや合理化など、行財政改革を積極的に推進してまいりたいと考えております。また、多種多様化する行政需要に速やかに対応し、弾力的かつ効果的な運用を図ってまいりたいと考えております。

私は、今後ともまちづくりの理念である町民参加のまちづくりを基本として、全職員と一

丸となって、若者が誇りと将来に規模の持てる町、また子供やお年寄りが安心して暮らせる安全で安心な町の実現のため、町民主体のまちづくりを進めてまいります。

議員の皆様におかれましても、建設的な提言をいただき、町政進展のためご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の所信の一端と平成21年度那珂川町各会計予算の提案理由といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は一般会計・特別会計及び水道事業会計を一括して行います。

質疑はありませんか。

小林 盛君。

6番（小林 盛君） 説明資料の10ページ、まちづくりの3大重点プロジェクトに掲げております、自然・環境との共生プロジェクト、町が今、進めようとしているこの施策の陰で、産廃処分場計画が着々と進められているわけですが、余りにもこのプロジェクトと相反することで、これは行政として、まさに整合性のとれないことで、あり得ないと思うんですね。

それと、その環境整備対策室、これは何度も私、指摘しているんですが、この3人の職員の配置によって町の税金が毎年多額の人件費として消えていっているという、この現実ですよ。去年も同じようなことを言ったと思うんですが、確かに職員の人件費として2億をはるかに超えていると、そういう金額が使われているわけなんですね。これは公益性という面から見れば、明らかに不当だと、使わなくていいところにお金が使われているということになりますよね。

それと、この不法投棄というものは、今なぜ解決をしなければならないのかという原点に立って考えてみますれば、住民の安全で安心な生活を確保すると。結局、生活上の支障を除去するんだということなんですよ。しかし、その生活上の支障を除去するというこのために、新しく法律ができましたよね。平成16年に産廃特措法と、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法と、これは平成9年以前に捨てられた不法投棄、これが特定産業廃棄物だということですよ。そして、その特定産業廃棄物によって支障が生じているまたは生ずるおそれがあるということに関しては、その法律によって解決を図りなさいという法律ができたわけなんですよ。その法律の適用を、あの法律はそのためにできた法律なのに、それを適用しないで処分場でという全く外れた行政をやっているわけです。つまり支障の除去がいつになってもできていないということで、これは大きな間違っている行政だと。

このまま通そうとすれば、これは完全に違法な行政ということになってくるんですが、そのことについてお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 小林議員の質問にお答えします。

町の3大プロジェクトの一つであります環境と共生のまちづくりというふうなことで、環境基本計画がほぼ現在、パブリックコメントの期間であります。環境基本法もできたと、そういう状況であります。やはり現在の町の置かれている状況からしまして、北沢に不法投棄されたものについては、何回も議会でもお話ししてはいますが、やはり一日も早くそれを処理をするというようなことが、本当の意味での安全と安心のまちづくりにつながると、このように考えて、私は平成14年に町長に就任したわけですが、16年の4月に最終的に県のほうにこれを正式に要請をしたと、そういう経過もありますし、その間は多くの町民は無論のこと、議会の意見等も十分に拝聴した上で、そのような決定をしたところであります。

そういうふうな意味で、町としては県に要請をする。県は県の事業として、これについて今、取り組んでいると、そういう状況でありまして、そういうふうな面からして町の環境整備対策室を設けて現在まで来ているところであります。やはりいくら那珂川町が素晴らしい自然環境を有しているというふうなことを言いましても、やはり不法投棄物が適正な処理をされないというふうなことは、町の将来にとりましても大変不幸なことでありますし、これを一日も早く適正な処理をするというふうなことで県が取り組んでおるわけでありまして、そういうふうな中で町としても環境整備対策室が現在3人の職員で県と一体となっていて、まだ同意を得られていない関係者との話であるとか、また一部は先進地の見学等、そういうふうなことを今、環境整備対策室でやっておるわけですが、やはりこれからの那珂川町を考えた場合には、この処理場をきちんと整備をして、そこで安全な処理をされるというふうなことが一番重要であろうと、このように考えておるわけで、これからもこの問題については粘り強く同意を得られるよう努力をしていきたいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

6番（小林 盛君） 一日も早く安全を確保するためというような言葉が何度も聞かれるんですが、そのためには何をすれば一番、一日も早く安全な状態になるのかということを考えなきゃいけないと思うんですよね。今、町長がやろうとしているのは、これは行政として一番遠回りなんです。今ある法律によって、すぐに解決を図ることができるんです。

よ。それをなぜやらないのかと。行政というのは、住民の安全で安心な生活を守るという責務があるんですよ。まずそこなんです。その処分場をつくることじゃなくて、問題のすりかえじゃなくて、不法投棄されているごみを危険だと県が認めたわけですから、危険だということでは知らせているわけでしょう。当然県民、それから、那珂川町の町民はそれを不安に思うわけですよ。行政が発表しているんですから、そのまま放置できないと、放置することによって住民の生活に支障を来すということから、全量撤去が必要だということ、いわゆる産廃措置法のすべての条件をもう北沢の不法投棄は特措法の適用になると、そういうごみだと。結局、放置できないごみなんだという認識に立って県がいるわけですから、その支障を除去するための法律に適合させて、支障を除去するというのが住民の生活を守るということなんで、なぜそれをやらないのか。公共事業でやりますといっても、住民との合意形成ができなければ、それはできない話でしょう。つまり、行政行為というのではなくて、住民との行政契約ということなんです。これは行政行為ではないんですよ。道路の修築であるとか、清掃であるとか、結局行政として何の権限も持たない、そういう行政なんです。いつできるかわかんないですよ、そんなことでは。これは公権力を行使して、不法投棄者を措置命令をかけて、その不法投棄者に対して費用負担をさせるということからスタートしていかないと解決はできないと思うんです。税金を使って、不法投棄者の責任を行政が面倒見てやるというようなことは、到底これは県民の、いや国民の同意は得られないと思うんです。一日も早い解決ということであれば、特措法を利用するということが必要だと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 産廃特措法についても、かなり以前から議員が言われていることですが、いわゆる県としてもその産廃特措法というふうなことは十分承知をされていると思いますが、やはり現状で、現時点でやはり一番近道というか解決処理をする、そういういろいろな見地から特措法を活用しないというのが、これは県の見解ですから、私が今さら産廃特措法を用いてどうこうというふうな時期では、もうないのではないのかなと、こんなふうに思います。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

6番（小林 盛君） 県がそれをやらないと言っているのではなくて、県を動かす努力を町長はしなかったと、そういうことだと思うんです。これは当然の権利なんです。だから、町長として県に産廃特措法という法律によって解決を図ってくださいと、すべて条件をクリ

アしていますというきちんとした要望を文書で出せば、県は動かざるを得ないんですよ。それをやらないからこういう状況が続いている。これは町長の勉強不足、あるいは怠慢、すべて町長に責任があると、県がやってくれないとかというのは、県を動かす努力が足りない、ということだと思っんです。住民の安全で安心な生活を一日も早く確保するというのが、こんなことじゃ、いつになってもできないじゃないですか。不法投棄されてから、もう18年も経過しているんですよ。この間、何とかしなければというようなことでやっていますけれども、処分場、処分場と、最初から処分場のことばかりで、何ら解決をしようという努力が、真の努力が足りないと思っんです。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 町長として努力が足りないんじゃないか、こういうことですがけれども、私も町長就任以来、この件に関しては県とも何回となくいろいろな形で協議をしまして、当然特措法の話もした経過があります。ただ、議員から言わせれば文書でなくちゃだめではないかというようなことですがけれども、そう言われればそうです。しかし、私は小林議員が言われるように、私が努力をしてないわけではないと思っいます。自分でも直接地権者のところに訪問をして、この町の置かれている状況や処分場に対する不安解消、そういうふうな面には積極的に地域の住民の皆さんと話をしているところですし、私が歩いた範囲では、訪問した方はおおむね処分場というふうなものに対する理解は以前と違って、そういうふうな変化は見られてきています。ですけれども、いろいろな今までのかわりというか、そういうふうなことで処分場自体に理解を示されても、それでは賛成と言えるかということ、なかなか賛成できない、そういういろいろな人と人との関係であるとか、地域の関係であるとかというようなことで、処分場に理解をされてもすぐに賛成というふうなところまでは行っていませんけれども、かなり住民の意識というようなのは、関係者の意識というようなのは大きく変わってきているなど、こんなふうに思っていますし、これからも粘り強く同意に向けて努力をしていくつもりであります。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

鈴木和江さん。

11番（鈴木和江君） 11番、鈴木です。説明資料の9ページの定住促進団地整備事業ですね。「農ある田舎暮らし高手の里」の件について、3点ほどお聞きしたいと思います。

1点は、現在何名ぐらいの希望者がいらしゃるのか。もう1点は、平均年齢は何歳ぐらいの方が。もう1点といたしまして、県外の人ということですが、どちらの方面の方が多いか

教えていただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午後 6時01分

再開 午後 6時02分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） 高手の件なのですが、現在4組ほどのお申し込みがございます。10区画のうち4組ですね。これは、まだ申し込み期間が3月いっぱいということで締め切られておりませんが、現在4名ということ。

それから、平均年齢ということなのですが、これはちょっと団塊の世代ということは認識しているのですが、年齢的にはちょっと今、数字的にありませんので、細かな数字につきましては特別委員会でお示ししたいと思います。

それから、3番の申し込み希望者がどの辺から申し込みが、私もこれは埼玉県というのは記憶あるんですが、あとは県内が1件だったと思います。それから、あとは東京近郊だったという記憶がございます。

以上でございます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

大金伊一君。

16番（大金伊一君） 水道関係について質問したいというふうに思います。

今、簡易水道もありますよね。簡易水道2つありますけれども、これは大半の町が、半分以上の町が多分水道会計になっていると思うんですが、これを簡易水道をやめて水道会計にする考えはございませんか。

議長（小川洋一君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 会計の統合ということでございますけれども、一応水道の全部の統合計画については22年度あたりまでにつくろうということで、今、検討してございます。そして、今年度中に水道ビジョンが完成しますので、一応施設の統合、それから、会計の統合というのは、一本化というのは国全体の進んでいる方向でございますので、いつの時

点になるかこれから検討しますけれども、将来的には一本化になるのではないかと、そのように考えております。

議長（小川洋一君） 大金伊一君。

16番（大金伊一君） わかりました。詳細については特別委員会でお聞きしたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） この説明資料に沿って伺います。特別委員会も設置されて細かく執行部から説明もあるかと思しますので、大まかな点で伺います。

1つは、雇用対策です。地域活性化地方自治体支援という国の方針も示されておりますけれども、平成21年度の当町としての雇用対策はどういうふうに行っているのか伺います。

2点目は、4ページの住宅対策について伺います。三枚畑の住宅を今、取り壊しておりますけれども、そうしますと、町営住宅は少なくなります。この住宅の少なくなる分については、平成21年度はどういうふうに対応しているのか。

それから、雇用促進住宅の購入ということが全員協議会で示されましたけれども、平成21年度の当初予算には入っておりません。これはどういうふうな取り扱いに現在なっているのか。

3点目は、6ページの教育問題ですけれども、各小学校の冷暖房の設置ですけれども、これはどういうふうな状況でありますでしょうか。どういう計画になるのかということですが。

2点目は、西小学校の整備については、毎年予算要望がされていたと思うんですね。とりわけ音楽室の狭さ、全校生徒が集まって音楽会などが開かれないような、そういう状況がこれまで示されていたので、改善の要望があったと思うんです。平成21年度は西小学校の整備について、校舎の改築とか進入路、あるいは体育館、プールとか、こういうのが毎年要望があったわけですけれども、平成21年度この予算書には見えておりませんが、どういう取り扱いになったのか伺います。

福祉関係では、6ページになりますけれども、障害者の地域生活支援事業につきまして、障害者の人数に対しましては事業の規模というのは非常に小さいんですね。障害者施策の計画書、素案ですか、決定ですか、当町でもつくっておりますけれども、持ってきたんですけれども、見ましたけれども、非常に今までもほとんどこの事業がされないんですね。平成21年の予算につきましても、この6ページでは地域生活支援事業として4,037万が計上されて

おりますけれども、実際の障害者への生活支援、一番は障害者のいる場所が欲しいと、生活できる場所がつけられる、グループホームとか、そういうものも含めてですけれども、そういう支援策について平成21年度のこの4,037万の内容にもよりますけれども、その新事業についてどんなふうなものになるのか伺います。

5点目は環境整備です。9ページのこの最後のところで環境整備対策事業で135万が計上されております。これは3人の職員が配置された上で、環境整備対策という室が変わって、今度はその課並みの組織でもって取り組んでいくということが示されておりましたけれども、3人の職員で135万のお金を使って何をやるんですか、これは。この環境整備の対策事業ということについて説明をお願いしたいというふうに思います。小林議員も主張されておりますように、県の事業でありますから、町の職員はもう配置をやめるべきだと、私は主張してまいりましたけれども、この環境の問題についても平成21年度はどういうふうにしていくのか伺っておきたいというふうに思います。

6点目は道路問題です。4ページに、この町道新設改良事業1億450万というふうに示されておりますけれども、8路線です。8路線ですと、大体1路線ですと1,500万ほどになっちゃうかと思うんですけれども、それで8路線がきちんと整備されるのかどうかですね。こういう点で伺います。

2点目は、私、小口地区に住んでいるわけですがけれども、平成20年度1年間は、あの新那珂橋が通行不可ということで非常にこの地域、北向田、小砂地区については非常に不便を来した。やっと年度末になって、12月末になってから開通しましたけれども……。

議長（小川洋一君） 大森議員、簡潔をお願いします。

17番（大森富夫君） これで終わりです。

それで、6トン車を規制するということで通行可にして、今も修復事業していますけれども、実際は6トン車は通っているんですよ、通っているんです。当町としては、非常にまた壊れちゃって、通行どめになっちゃったら大変なことになるんですけれども、この対応は町として平成21年度、早急にやってもらわなくちゃならないんですけれども、どういうふうなことになるのか伺います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 私のほうでは、じゃ、雇用対策として先ほども申し上げましたが、臨時職員を直接雇用するというふうなことで一応対応したいと思いますが、しかし、この町の臨時職員というのは期間的にも短いわけでありまして、根本的な雇用対策にはなかなか結び

つけるのは難しいのかなと、こんなふうに思います。

私はやはり従来から考えていますのは、やはり基幹産業はこの町は農林業であるということで、そういうふうな意味で今回の森林組合に対する林業技能者に対する支援もしておるわけですが、これからはやはり継続的に林業技能者の育成とか、それから、町には今、耕作放棄地が530ヘクタールもあるわけですが、こういうふうな耕作放棄地をいかに再生をしていくか。これは食料自給率向上にも大きく寄与しますし、やはり地域の定住対策というふうな面でも、将来的には団地化をして、機械化をして低コストの農業を、そういうまちづくりにしていくべきであると、このように考えて今いろいろ県のほう等も協議をしているところですが、雇用対策というようなのは、やはりこの地域に合った安定した雇用というふうになってきますと、林業技能者や農業従事者ではないかと。それにはそれなりの基盤整備というようなのは大変重要になってくると、こういうふうに考えているわけですが、特に当町はこの前、新聞でありましたが、上三川のように40年間で1,000億、日産関係の税収があったと。40年で1,000億ということは、40年間平均すると25億が町税として日産関係から入ってきたと、そういうふうなことがありましたが、当町としては法人税等につきましては大変町の税収そのものがアバウトで約20億ということですから、そういうふうな面からすると、たまたまそういう大企業が少なかったというようなことが、町の財政を大きく影響するというようなことがなかったというふうなことはいろいろ考え方がありますが、そういうふうな中で、やはり地元の資源、森林や耕作放棄地等をいかにこれから活用できるようなまちづくりをしていくか、そういうふうなことで安定した雇用が確保できると、そんなふうなことでご理解をいただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 私のほうからは、住宅の取り壊している案件と、町道の路線、あと6トン車の新那珂橋の話だと思うんで、この3点についてちょっとお答えします。

三枚畑はかなり住宅が老朽してしまっていて、あそこに入っていた人が退去したものですから、もうあれは人が住むのには安全じゃないというようなことで、とりあえず2棟取り壊しをしております、安全・安心のために。また、21年度には建てかえ計画を策定する予定でございます。詳細につきましては、特別委員会のときにご説明申し上げます。

雇用促進住宅の関係でございますが、この関係についても、今、住宅で購入してもいいというような国のほうからの話がございまして、その内容的なものについては特別委員会のときに細かくご説明申し上げます。

また、6点目の8路線でございますが、この8路線は継続的に、ことし1億4,000万ですか、これで終わるものではございません。継続的に事業を進める。中身については特別委員会でご説明申し上げます。

これと6トン車の関係でございますが、これは当然6トン以上の車が通れば新那珂橋が傷むわけでございますので、私のほうから直接管理者である栃木県へ、また交通管理者である警察に私のほうから早急に申し込んでおきます。

以上です。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 環境整備対策室の質問がありましたが、町は環境基本計画が策定されて、これからいよいよ実施の段階に入ってくるわけです。そういうふうな意味で、今度は環境総合推進室がこの4月からスタートするわけですが、従来の環境整備対策室の一部門もそこに入りますが、主体的にはこの環境基本計画を実施の段階に入っていくと、そういうふうな位置づけをしております。

議長（小川洋一君） 学校教育課長。

学校教育課長（山田広充君） それでは、小学校関係のエアコンの設置状況ということで、現在地球温暖化ということで、かなり夏が暑いということで、現在の設置状況につきましては、保健室、それから、職員室につきましては小学校全校設置してあります。これから、パソコン室、それから、図書室等についてこれから計画的に整備をしていきたいという考えを持っております。

それから、馬頭西小学校の整備関係でございますが、馬頭西小の児童数の推移を考えますと、大森議員がご指摘のような進入路の整備とか駐車場の整備については、今回は計画しておりません。ただ、家庭科室が若干床が傷んでいるということで、家庭科室の修繕について本年度計画をしております。細かい金額等については、予算審査特別委員会のほうでお示しをしたいと思いますと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、障害者地域生活支援事業についてなんですけれども、利用が少ないというお話でしたけれども、この事業につきましては、平成20年度から「ぼらーれ」というNPO法人ができて、そこでも地域活動支援事業を実施しておりますので、利用者はふえてきているというふうに思っております。そのほかにも相談事業とか、

それから、生活用具給付事業とか、いろいろな方が恩恵を受けていらっしゃるというふうに思っております。

その中で、最後に居場所の話でグループホームの話がございましたけれども、やはり保護者の方からもそういったご意見はなされて出てきていますので、町もともに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） この雇用対策、このような景気の状況の中で非常に町民の間では失業している方や、あるいは勤務時間の短縮ということで収入が少なくなっている状況が生まれてきますので、町としても独自の施策を平成21年度、積極的にとられたいというふうに思います。

住宅対策ですけれども、このおおよそ教育でも福祉でも、この特別委員会という話なんですけれども、肝心の町民の皆さんが住宅は壊してということになると、じゃ、減っちゃった分、町はどうするんだと当然考えるわけですね。それを聞きたいわけですよ。それを特別委員会でとなると、具体的にどういう答弁があったのかというのはわからなくなっちゃうんで、その辺はここで答弁できるものは答弁してもらっていいと思うんで、ぜひそれは細かくはいいですけれども、計画はどういうふうになっているとかというようなことを説明していただければありがたいというふうに思います。

雇用促進住宅につきましてもそうですね。当初1億3,000万と言いながら、6,000万と、それから下がったけれども、じゃ、この平成21年度にはその仮に6,000万になっても交渉次第でもっと安くなって、その安くなった金額については国からの買ってもいいというのなら、そういう国は言葉だけじゃなくて交付金、国や県も助成するという形で、町が購入しやすいような形でやってくれるんだと思いますので、その辺のことについても現に雇用促進住宅に住んでいる方については、特に聞きたいというふうに思うんですね。その辺は答弁できればお願いしたいというふうに思います。

それから、教育の面につきましては、少なくとも職員数とこの保健室だけにエアコンというんじゃないくて、当初予算で肝心の主人公である各教室にエアコン設置をすべきではないかというふうなことを思います。平成21年度の予算の当初予算で、ぜひ組んでいただきたいとします。

それから、4点目の福祉施策ですけれども、私はこの障害福祉計画、平成21年度でこれで

進めていくということになると、またこの3年間は、またこれまでやってきたような形でほとんど進まないというふうに思いますので、もっと障害者の福祉事業、サービスが充実したものになるように、この当初予算でもって対応するようにお願いをしたいというふうに思います。

環境整備の件ですけれども、今、県の職員が3人配置されています。ですから、本来ならばこれは町としては北沢の不法投棄を、これを解決するよなというような名目で、実際には産業廃棄物の最終処分場をこの町につくるといことでの先導役をやっているんですね。だから、そういうことは県の仕事なんだから、職員配置はやめるべきだといことで主張したのを、今度は環境総合推進室といことので平成21年度は、そういうことでの予算立てをして、引き続き県の処分場設置の先導役を果たしていくといことなんで、絶対容認できないといことを私は主張しておきたいと思います。

それから、道路の関係です。私はこれも特別委員会でとなると、現に8路線に関係する方々におきましては、どういふうになるんだらうといことで見えなくなるわけですね。だから、できれば予算のこの審議なわけですから、こういう点でも具体的に説明してもらったほうがよいと思います。全部きれいになる道路、あるいはどこまでやるんだといふうな道路とか、これは内容があるかと思しますので、説明を得ておきたいといふうに思います。

2点目の6トン車が規制されている新那珂橋ですけれども、これは県の、あるいは国の関係になるんですけれども、実際に町のところを通っている国道なわけですから、課長の答弁があったように、急いで県に申し込みとい答弁がありましたけれども、私も証拠写真を撮っておいたんですよ。これ、こういうの。これはもうかなり6トン車なわけがないんですよ、大型で、こういう荷物を積んで、堂々と走っているんですよ。私、朝早いですから……。

議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午後 6時27分

再開 午後 6時29分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

17番（大森富夫君） 特別会計もありますけれども、特別委員会設置といことになるでしょうから、そこはそこでやりますけれども、町民の皆さんの関心のあることので、すぐに聞

きたいという点が今あったと思います。それをぜひ執行部のほうから示していただければというふうに思います。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） まず、住宅の関係でございますが、先ほど1回目に大森議員に申し上げたとおり、21年度に建てかえ計画をつくるということを明確に申し上げたわけでございます。その中で、当然今、壊しているものは老朽化していて人が住めない状態であるということで早急に取り壊すということでございます。

それで、町道の関係は、かなり細くなっちゃうものですから、特別委員会に細かい資料もお持ちしまして、路線ごとにご説明しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

予算審査特別委員会の設置、付託

議長（小川洋一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第41号までについては、質疑を終結し、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第41号までについては、質疑を終結し、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができると決定しました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

発議第1号上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第42、発議第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

川上要一君。

8番（川上要一君） ただいま提案になりました発議第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について提案の趣旨の説明を申し上げます。

那珂川町議会の議員の議員報酬については、議会改革調査特別委員会において検討がなされ、その検討結果に基づき、平成20年度において、那珂川町議会の議員の報酬の特例に関する条例により議員報酬の月額5%を減額してきたところでございます。

現下の厳しい経済情勢の中で、行財政改革を推進して行政サービスを堅持し、町民の負託にこたえることが我々議会の使命であります。

今般、引き続き平成21年度も議員報酬の減額を行うため、再度、那珂川町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、議案を提出するものであります。

議員各位のご賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（小川洋一君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会開催のため、3月10日から3月12日まで本会議を休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月12日まで本会議を休会とすることに決定しました。

3月10日から3月12日までは本会議を休会とします。

散会の宣告

議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は3月13日午後3時開会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 6時35分